

ドゥー寺院に移し、河畔で火葬にするので死亡診断書がなく、また病理解剖も皆無であり、これらの点からも医学統計の信頼性は低い。

13-2-2. 疾病・死亡構造

ネパールにおける疾病構造の統計は患者自身が外来カルテ等は自分のものとして持ち帰る習慣があるため、入院患者についてのみしか判明しない。また医療費が基本的に自費扱い（健康保険制度はない）であるため、ほとんど検査をしないで対症療法が行われているのが実情で、先進国レベルの疾病構造の統計とはなっていない。

表13-3に見られるごとく、Country Health Programme Nepal 1974 による58病院中24病院の入院患者数からみると、感染症及び寄生虫疾患が第1位で、次いで傷害・中毒、消化器系疾患、泌尿器疾患、周産期疾患及び出産、呼吸器疾患、等となっているが、それより約10年後の1983/84年の極西部開発区を除く全ネパールの入院患者数から見ると、第1位は周産期疾患及び出産で、次いで診断不明、感染症および寄生虫疾患、傷害、中毒、呼吸器疾患、泌尿器疾患、等となっており、周産期疾患および出産、診断不明が異常に多い。

表13-3. 入院患者数からみた疾病構造

	入院患者数(1974)* ¹	順位	入院患者数(1983/84)* ²	順位
感染症および寄生虫疾患	6,989	1	6,687	3
傷害、中毒	1,838	2	4,845	4
消化器系疾患	1,555	3	2,742	7
泌尿器系疾患	1,423	4	2,889	6
周産期疾患および出産	1,404	5	31,904	1
呼吸器疾患	1,322	6	3,825	5
精神病	824	7	1,335	8
循環器系疾患	797	8	1,263	9
腫瘍性疾患	467	9	441	13
皮膚疾患	437	10	755	11
診断不明	-	-	7,456	2
血液関係疾患	-	-	652	10
内分泌代謝系疾患	-	-	448	12

(注) *1 Country Health Programme Nepal 1974*による疾病構造、58病院中24病院のデータ

*2 極西部開発区を除く他の4開発区の入院患者数

(出所) ネパール王国トリブバン大学医学部及び付属教育病院拡充計画基本設計調査報告書、平成2年3月より改変

表13-4. 死亡率の高い疾病、全ネパール (1984/85年度)

病名	死亡率 (%)	疾病件数	死亡件数
細菌性疾患	18.5	822	152
精神病	9.8	1,637	161
結核	7.2	2,696	195
ウイルス性疾患	5.4	833	45
血液関連疾患	4.9	870	43
火傷	4.7	784	37
その他の消火器疾患	3.8	3,653	138
その他の呼吸器疾患	3.5	6,678	355
傷害	3.4	1,978	68
診断不明	3.4	5,439	184
腸管感染症	3.2	8,052	254
上部呼吸器疾患	2.7	808	22
泌尿器疾患	2.1	1,502	32

(出所) Country Health Profile, Nepal 1988より改変

13-2-3. 医療サービスの推移と地域別分布

1980~90年の過去10年間の医療施設数並びに医療指数の推移を見ると表13-5のごとく、病院、ヘルスポスト、病床数、医師数はそれぞれ徐々に増加してきているが、医師が常駐すべきヘルスセンターは減少している。

これを地域別に見ると、表13-6のごとく、大都市の多い丘陵地にこれらの病院の50%、病床数の61%、ヘルスポストの53%が存在しており、山岳地では病院で13%、病床数では僅かに4.4%にすぎず、ヘルスポストも19%と少ない。したがって1床あたりの人口も6,812人と多い。これを東西の地域で見ると、西部、極西部では更に劣悪である。

13-3. 医療人材養成、供給体制

13-3-1. 医学教育と医療人材の育成制度

(1) 沿革

現在ネパール唯一の医療人材養成機関であるトリブバン大学医学部 (IOM, TUTH, Institute of Medicine, Tribhuvan University Teaching Hospital)は1972年の開校時、近代医学皆無の状態から早急に脱却するため、保健省所轄のパラメディカ

表13-5. 保健医療サービスの推移

	病 院 数	ヘルス センター数	ヘルス ポスト数	病 床 数	医 師 数
1981年	73	26	744	2,586	※
1982年	75	26	744	2,993	※
1983年	80	26	744	3,058	526
1984年	80	26	744	3,522	572
1985年	81	26	745	3,742	602
1986年	91	20	814	3,842	710
1987年	96	20	816	4,153	863
1988年	101	18	816	4,329	879
1989年	111	16	816	4,570	951
1990年	111	16	816	4,570	1,182

(注) ※ : 記載なし

(出所) Economic Survey 1990-91

表13-6. 地域別医療施設数 (1991年)

地 域	病 院 数	病 床 数	1 ベッド 当り人口	ヘルス センター数	ヘルス ポスト数	伝統医薬局
山岳地	14	210	6,812	8	156	22
丘陵地	56	2,926	2,828	9	435	90
テライ	41	1,632	5,643	1	225	33
全 国	111	4,768	3,967	18	816	145

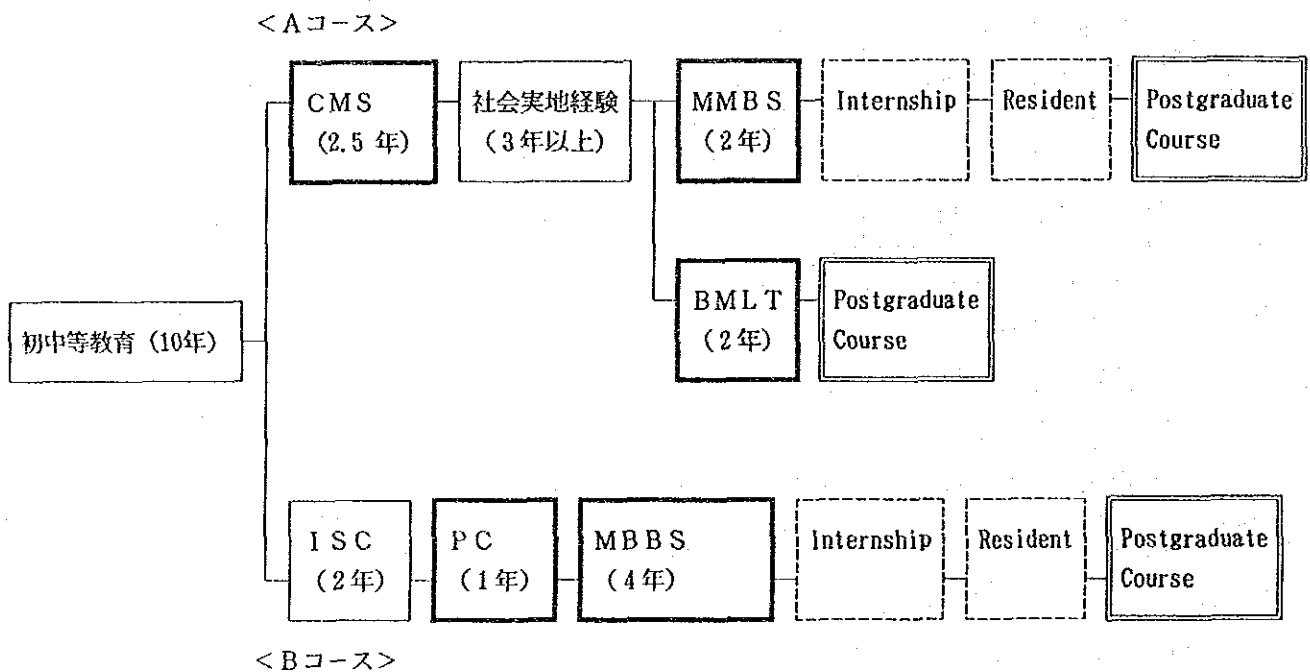
(出所) MINISTRY OF HEARTH, NEPAL, HEARTH INFORMATION BULLETIN, 1991より作成

ルの諸学校を移管し、それらの要員の養成から開始した。従来、外国留学（インド、英国、ソ連、バングラデシュ等）に依存していた医師の養成は、1980年6月から日本の援助でスタートし、ここに以前から存在したパラメディカル養成コースと医師の養成コースとが共存するという特殊な形態となった。

(2) トリブバン大学医学部の教育課程

医師養成の教育課程は以上のような事情によって甚だ判り難いが、これを概観するために図13-1に略示する。図のSLCは、日本の小・中・高校の初中等教育に当たる。この後、医学専門課程に入学するにはA、Bの2コースがある。

図13-1. トリブバン大学医学部（IOM-TUTH）教育課程概要



(注)

- IOM-TUTH担当
- ==== IOM-TUTHおよび学外の病院機関
- IOM-TUTHで一部開設または将来完備が望まれるもの

Aコースは既述のパラメディカルの2.5年の速成教育課程（CMS：Certificate in Medical Science）で、卒業後直ちに就業資格がある。この Certificate Levelの卒業生は3年以上の社会実地経験を経た後に、医学専門課程（MBBS：Bachelor of Medicine and Bachelor of Surgery）または上級パラメディカルコース（BMLT：Bachelor of Medical Laboratory Teaching）の2年コースに進む。

BコースはIOMの中心となるべき医学専門コースで、このM B B Sコースは2年間のI S C (Intermediate Science Course)、1年間のP C (Premedical Course)を経て、4年間のM B B Sコースに入り、その後、1年間のInternshipからResidentさらにPostgraduate Courseへと進む。

IOMの学生入学枠は従来30名で、その半数がCertificate Level、残りの半数がM B B Sである。入学枠は1992年度より40名に増員され(M B B Sはやはり半数)、将来60名となる予定となっている。

トリブバン大学教育課程(TUTH)では学生を10名位の小グループに分け、病室の患者について基礎も臨床も同時に教育する方式を採っている。これは医学教育スタッフ、教材等の不足に起因する苦肉の策と思われるが、世界の中ではカナダのカルガリー大学医学部、英国の一部でも採用されており、Integrated Systemと称している。

ただし、ここで、問題となるのは、最も関係の深いインドがネパールのIOM、TUTHの医師資格を認めていない点(一時認めたと噂が流れたが)で、インドでの卒後研修にはインドでの追加教育が必要であるとされている。⁽⁴⁾

(3) 同学部卒業生の動静

Certificate Levelの卒業生は元の勤務地に戻る以外、就職先をIOMが強制していないし、また行く先を確実に把握もしていない。

1991年1月現在、プロジェクトで調査したところによると、第1期生(21名卒業)は、保健省所属16名、IOM所属3名、そのほか2名で、地域別ではカトマンズ市内9名、地方7名、卒後教育4名、その他1名であり、第4期生(30名卒業)では、保健省所属19名、IOM6名、その他5名。地域別ではカトマンズ市内9名、地方17名、卒後教育2名、その他2名となっており、地方へ赴任する者が結構多いが、IOMに残る者が少ないのは予算上の定員制限による。

13-3-2. 最近の新しい動向

ネパール東部のダラン市にあった英国管理の元グルカ兵の訓練基地(敷地は誠に広大で住宅や娯楽施設も完備)が敷地内にあるダラン病院(1988年の大地震時に大いに活躍)と共にネパール政府へ移管されたものを利用して、現コイララ首相の故郷でもあり選挙区でもあるこの地に、首相の名を冠した「コイララ記念医科大学」がインドの全面的援助で来年開校予定で、入学枠は当初30名、5年で50名(病床は900床に)となるようである。入学資格はM B B Sレベルのみを対象とし、就学年限は5年である。教師の大半もインドが引き受け、卒業生の卒後教育、留学、学位、等についても便宜を与える国際レベルの医科大学にするといわれる⁽⁵⁾。この準備の中心人物はIOM-TUTHの前々学長で、このダランの医大が軌道に乗るとこちらが一流、我がIOM-TUTHは二流になるとして

T U T H内では現在動揺を来しており、前々学長の排斥運動が起こっている⁽⁴⁾。

また、T U T Hの敷地内に、これもインドの援助で、やはり前々学長がBye Centerを来年開設する予定であり、テライには中国の援助による癌病院が開設されるといわれる^{(5) (6)}。

従来、医療面は主として日本に依存してきたネパール側の態度がここに大きく変わろうとしているように思われる。

13-4. 医療サービス体制の現状

13-4-1. 病院医療サービス

表13-7に示す如く、National Hospital としてトリブバン大学教育病院（教育文化省所管）とBill病院があり、他にCentral Hospital 7つが首都カトマンズにある。最大のビル病院は、現在300床であるが、インドの援助で800床にする予定という。これら各病院はそれぞれの専門分野の診療及び国家リファラル業務を行っており、医療水準もかなり高い。この他に陸軍病院、NGOの病院（パタン病院等）等がある。

地方には150床を標準としたRegional Hospital が2か所（ポカラ市、ビラトナガール市）、50床以上のZonal Hospitalが9か所、District Hospital が59か所あるが、政府は各Region、Zone、District数と同数の病院を増設したいとしている。

中央と地方病院との交流は、専門分科、医学会の未発達、アクセスの悪さ、経済的理由による公立病院の医師のプライベートクリニック勤務、等の種々の問題のため甚だ不十分である。

13-4-2. プライマリー・ヘルス・ケア（Primary Health Care）サービス

内科医が常駐すべきヘルスセンターは医師確保の困難性から漸減してDistrict Hospitalに移行しつつあり、この方面の主力はヘルスポストである。

ヘルスポストには医師はおらず、ヘルスアシスタントが管理しており、基礎的診療サービス以外に公衆衛生的活動を幅広く行っているが、立地条件、設備、医療用具、薬品、衛生材料等が国家予算の貧困から甚だ劣悪で、供与される薬品、衛生材料も会計年度当初の3か月～6か月しかもたず、その後は閉鎖同然のものも少なくない。地方のヘルスポストへの赴任拒否も多々あると言う。⁽⁵⁾

ヘルスポストとDistrict Hospitalとの連携は保健省内のセクションが異なる（近く改善されるとのこと）こと、電話等の連絡網が全くないこと、アクセスの悪さ等で現在全く行われていない。

表13-7. ネパールにおける医療サービス体制

対象地域	区分	数	機能
全 国 NEPAL	病 院	National Hospital {トリバ大学教育病院 ビル病院	2 ・教育病院（教育文化省）、400 床 ・国家リファラル病院、300 床
		Central Hospital	7 ・200 ~50床 ・専門分野の診療及びリファラル
5 開発区 REGION	医 療	Regional Hospital	2 ・150 床を標準 ・内科、外科、産婦人科、歯科、伝統医、 整形外科、精神科、結核、皮膚科 ・地域の現職医療人材訓練
1 4 県 ZONE		Zonal Hospital	9 ・50床以上 ・内科、外科、産婦人科、歯科、伝統医、等 ・地域のリファラル業務
7 5 郡 DISTRICT		District Hospital	59 ・15床~35床 ・医師による一般的診療
エリア ARBA	P H	ヘルスポスト Health Post	611 ・ヘルスセンターは医師が常駐 ・ヘルスポストはヘルスアシスタント（HA） が管理 ・基礎的診療サービス、母子保健、予防接種、 栄養指導、保健教育、流行病予防・撲滅業務
村 VILLAGE	C	サブヘルスポスト Sub Health Post	3,199 ・保健ボランティアにより管理 ・遠隔地住民への保健医療サービスを提供する ための総合ヘルスポストの出張所

(出所) Report of Country Health Resources and Priorities 1990-95

ネパール王国トリバ大学医学部及び付属教育病院拡充計画基本設計調査報告書
平成2年3月より改変

13-4-3. 医薬品^{(7) (8)}

自国製の医薬品はRoyal Drug Ltd. で約30種を製造し、同国の薬品消費量の約10%を賄っているが、検査設備は不十分で、また製造機械（英国製）の陳旧化に伴う破損、原材料輸入の不円滑等で、時に製造不能に陥り、ネパールの医師はその品質を余り信用していない。

85%の医薬品は約10,000種のインド製が輸入されており、そのうちの35%が必須医薬品であるが、その品質レベルは低い。しかし一方欧米等の医薬品は3%にすぎない。

13-4-4. 医療用具、衛生材料⁽⁹⁾ (10)

同国内に医療、衛生材料の製造業者はなく、そのほとんどがインドからの輸入である。また、医療機械の代理店を含めた保守管理企業もない。現在使われている医療の機材のほとんどがわが国を含めた外国製であり、部品の調達が最大のネックである。また、パーツが入手できても修理能力がない。

13-5. 我が国の医療協力の実績と問題点

我が国のネパールに対する技術協力、無償資金協力の中で、保健・医療部門は大きな柱のひとつである。

13-5-1. トリブバン大学医学部医学教育プロジェクト

医療協力部門の中で最大のプロジェクトであり、その成果は高く評価されている。教育病院開院後、外来、入院患者数、手術件数が年々増加するのみでなく、先輩格のビル病院からも紹介患者がある。

このプロジェクトの運営上、現在抱えている最大の問題点はプライベートクリニック問題である。保健省所管の病院、ヘルスポスト等の医師は午後2時頃以降はプライベートクリニックに勤務することが通例で、TUTTHも例外ではなかった。前々学長が学長であった1986年、教育文化省所管のTUTTHは17時まで勤務時間を延長するという条件で50%の昇給を実施した。1987年、プライベートクリニック勤務を全面的に禁止するために教官、すなわち医師のみ基本給+200~300%の大幅な給料アップを実施した。

ところが、1989年、学長、学部長の交代にともない、学部長自身がNursing Homeを開設して、TUTTHの職員、日本からの供与医療機材、患者までをそちらへ流用するということが半ば公然と行われるようになり、その当時のプロジェクトリーダーは必死でこれに抵抗し、プライベートクリニック反対派の現在の学部長と学長の交代に成功した(1991年)。学長は最近プライベートクリニック勤務をしている19人の医師(教授4人を含む)に警告を発し、現在これらの医師は休職中で、そのため手術件数も激減しているという。⁽⁶⁾しかし医療関係者の給与が国家予算の不足によって低過ぎることが根本原因で、その解決は容易ではないと思われる。

また、国際レベルの卒業生を養成するために、エバリュエーション⁽⁹⁾で提議されて実行に移された基礎医学棟は、3階建の立派なものが1992年春に完成したが、基礎医学を希望する卒業生は少なく(日本も同様)、また、日本からの長期専門家の確保も困難な上、器材の納入が遅れ現在2、3階はロックされたままになっている。

日本で研修を受けたものが帰国後、その技術等を同僚、後輩に移転せず、自分個人のものとして独占する傾向が強く、もしこの技術をもって開業すると、病院のその部門に穴が

開くばかりでなく、日本での研修そのものの基本が問われることになる。また日本で研修を受けても学位が得られないことが最大の難点となっている。

13-5-2. 結核対策プロジェクト^{(11) (12) (13)}

結核対策は日本がネパールで行ってきた医療協力の中でNGOながら最も歴史が古く、その後の影響も最も強い分野である。1963年、岩村昇博士がタンセンで幅広い医療協力を展開して以来、OTCA、JICAのプロジェクトとしてもバクタプールの結核検診、西部地区結核対策等が積極的に実施されてきた。

現在のこのプロジェクトは1987年にRD締結、1989年には施設が完成し、1991年にはNTC (National Tuberculosis Centre) の体制が整った。

NTCの外来患者は年間16,000人に達し、診断、治療の中心となっており、本年からは念願のSAARCの結核対策の中心としてスタートすることになっている⁽¹⁴⁾。また今までの調査によりネパールの結核対策事情も略々明瞭となった。また短期強化化学療法（世界の主流で、有効率が高く確実であるが、薬品費が高い）のコストベネフィットが確認され、日本の製薬協が強化化学療法の中心薬剤であるRFPを5年間供与することを決めた（1992年11月）のを機に体制の整った地域から順次実施されることになった。国家予算の不足から実施された公務員の人員整理（58才以上、または30年以上勤務者の退職等）は、公務員の非行率と人員過剰に対する大改革で、NTCの所長も交代し、ポカラ市のRTCの所長も赴任したので、結核対策の体制はかえって強化され、基盤が整備されたと言えよう。ただ、地方の保健衛生のDirectorその他要職についていた人々の人事も変わるので今後のネパールでのすべてのプロジェクトに大きく影響するであろう⁽¹⁵⁾。

13-5-3. 人口家族計画プロジェクト^{(16) (17)}

1985年から1991年まで6年間実施され、2つのモデル地区を設定して地域に密着した諸活動により妊産婦検診率、予防接種率、家庭での経口補水療法等の向上とあいまって下痢性疾患による子供の死亡率を含め、乳児死亡率、粗死亡率が顕著に低下し、健康優良児の割合も上昇した。一方、避妊法の普及率はやや向上したものの、出生率には変化は見られなかった。

このプロジェクトの成果は次に述べるプライマリー・ヘルス・ケアの新しい展開に好影響を与えている。

13-5-4. プライマリー・ヘルス・ケア（PHC）プロジェクト^{(18) (19)}

ネパールの幼児死亡の減少に対する保健医療協力の一環として1991年9月、日本医師会の村瀬団長を含めた小児科医からなる調査団が派遣された。ヘルスポストの施設充実を図るため、2か所程の地区を選定して2年間程度パイロットスタディを行う。ヘルスポスト

には職員住居を併設し、ネパール側の指導者が常駐、水、トイレ、アクセス、電話、薬品、医療機材、部品の提供、小学校に隣接もと提言された。

1992年になり、埼玉県を主とするPHC調査団⁽²⁰⁾がネパールを訪問、バクタプール郡、ヌアコット郡を中心に医療協力を展開する予定である、日本医師会の方はNGOとして母子保健、学校保健を中心にカブレ郡において実施する予定であるようだ。これらの地の多くは何れも人口家族計画プロジェクトの活動地域であった。何れにしても両者の十分な協調が必要であろう。

13-6. 総括

ネパール政府の策定した長期医療計画は、一点の非の打ちようのない立派なものである。この計画が「絵に描いた餅」とならないためには政策的、経済的な裏付けを伴った実行が着実に行われなければならない。

しかし、例えばヘルスポスト等の第一次医療サービスの充実を図るとしているが、UNFPAはヘルスポストのこれ以上の増設には反対で、建物より人物、運搬機能の援助の必要性を強調⁽²¹⁾している。また、各級の病院の増設も述べているが、建物より内容の改善をまず図り、既存の医療施設の質の向上は当然ながら、これら各種医療機関相互の交流を容易にするための連絡網、アクセス、人的交流も含めた医療体制の確立が急務であろう。中央と地方の医療施設間の連携を項目にあげているがその具体策がない。

地方へ赴任しても住宅手当は最初の3か月のみと言った点を含め、子供の教育、医療面での指導者の欠如等、地方赴任のデメリットを改善し、地方赴任を拒否されぬようにする方策を立てなければ、全く前進のない計画倒れになるであろう。

地方に医科大学、癌センター等が開設されようとしていること自体は首都カトマンズへのこれ以上の人口の集中を抑制し、地方重視政策にも合致し、また、競争原理の導入の面からも歓迎すべきことではあるが、従来から実施してきた日本の援助（トリバン大学医学部医学教育プロジェクト）としては早急に抜本的な見直しに迫られてきたと思わざるを得ない。

[参考文献]

- (1) His Majesty's Government, National Plannig Comission, Nepal: Approach to the Eight Plan 1992-97, Nov. 1991
- (2) ジェームス・P・グラント『世界子供白書』ユニセフ 1992年
- (3) 国際協力事業団『ネパール国感染症基礎調査報告書』昭和62年1月 3ページ
- (4) 田村俊秀、欠田早苗『業務報告書（トリバン大学医療教育プロジェクト）』昭和63年9月

- (5) 小野崎郁史『私信』1992年
- (6) 欠田早苗『私信』1992年
- (7) Ministry of Health, Summary of Quarification of Essential Drugs in the Year (1986-1987) Through Different Entry Points of Nepal, 1988, p3
- (8) 前田京子『私信』1992年
- (9) 国際協力事業団『ネパール国トリブバン大学医学教育プロジェクトエバリュエーション調査報告書』昭和63年11月 24、31ページ
- (10) (株)テクノ・センター『現地調査資料』1992年2月
- (11) 国際協力事業団医療協力部『ネパール王国結核対策プロジェクト、エバリュエーション調査報告書』1991年12月
- (12) National Tuberculosis Centre, National Tuberculosis Control Programme Policy, Proceedings of a National Workshop, 27-27 Nov. 1991, Thimi, Bhaktapur, Nepal, 1992
- (13) 青木正和『私信』1992年
- (14) S A A R C, Report, Governing Board of The SAARC Tuberculosis Centre (STC), First Meeting, Kathmandu March 24-35, 1992
- (15) 青木正和『ネパール王国出張報告書』1992年11月
- (16) 国際協力事業団医療協力部『ネパール王国人口家族計画プロジェクト評価調査団報告書』1991年2月
- (17) 国際協力事業団「ネパール人口家族計画プロジェクト概要」(『人口と開発分野別援助研究会報告書』1992年3月) 219 ページ
- (18) 倉辻忠俊、村瀬雄二『ネパール国母子衛生視察報告書』1991年9月
- (19) 中村安秀『ネパール出張報告書(PHCプロジェクト)』1991年9月
- (20) 国際協力事業団医療協力部『ネパール国プライマリー・ヘルス・ケア プロジェクト事前調査団帰国報告会 会議報告』平成4年7月
- (21) 国際協力事業団医療協力部『ネパール・スリランカ 人口家族計画プロジェクトファインディング調査団報告書』1985年1月 73、74 ページ

14. 教育・人的資源

14. 教育・人的資源

森 香屋子 (タスクフォース)

14-1. 現状と課題

14-1-1. 概要

ネパールの教育は歴史的に宗教活動を行う僧侶の教育に起源があり、少数の選ばれた特権階級に対する教育から始まった。19世紀末には宮廷学校 (Durbar School) が設立されこれが後に一般開放された。20世紀に入ってラナ政権期にカトマンズの各地にベノキュラー学校 (ネパール語学校) が開講され、1918年にはトゥリチャンドラ大学が開設された。

1934年には中等教育修了資格試験管理事務所が設立され、また1942年にはガンジー思想による基礎教育学校が建設された。1846年から1950年までの104年間のラナ政権期の教育理念は、①イギリスをモデルとする教育システムの導入②インドの軍隊に参加する軍人の識字能力及び計算能力の強化、向上③サンスクリット教育の充実、であった⁽¹⁾。

1951年の王政復古後、ネパール教育計画委員会、国家教育委員会、国家教育体制計画等の教育分野において国家組織が設立され、教育の拡大と体系化に貢献した。特に国家教育体制計画はカリキュラム、学習指導要領作成とネパール語による教科書の作成を開始し、国家開発計画の推進のなかで教育開発として国民の教育水準向上の実現に大きな役割を果たした。1977年、初等教育無料制度が確立され、教科書無料配布制度が開始された。各種教育改革のもたらしたインパクトは、1970年の成人識字率13% (男女平均) が1992年には同26%⁽²⁾へ上昇したことに現れている。また初等教育就学者数は1951年に約10,000人であったものが、1991年には約300万人に拡大した (表14-1および図14-1)。しかし初等教育段階からの男女格差 (表14-2)、あるいは識字率等にも見られる都市と地方の格差は顕著であり (図14-4)、それらの課題は国家として長期的視野で取り組む必要があることを示唆している。

14-2. 第8次国家5ヶ年計画(1992/93-1996/97)における重点項目

1992年7月に発表された第8次国家5ヶ年計画(1992/93-1996/97)において教育分野は、引き続き①初等教育をはじめとする、教育を受ける機会の拡大②識字率の向上等を目標として、教育開発が国家レベルの経済成長、国民の収入増加に寄与するものとして重点項目に挙げられている。特に1992年半ばから開始される基礎初等教育計画 (BPBPと略される) の実施を教育分野における最優先案件と位置付けている。計画は西暦2000年迄の8年間が予定され、世銀の融資交渉も含まれる。この計画の期間には、6~10才の人口の90%が初等教育を受けることを目標とし、そのために2,025校の小学校を建設し、のべ8,000人の教員の採用、35,000人の現職教員の研修の実施等が目標とされている。また11~15才の全

表14-1. ネパールの小学校に関する数値の推移 (1980年~1991年)

	学 校 数	生徒数 (千人)	教 員 数	有資格教員数	有資格/教員
1980年	10,130	1,068	27,805	9,971	35.8%
1981年	10,628	1,388	29,134	10,585	36.3%
1982年	10,912	1,475	32,259	11,525	35.7%
1983年	11,299	1,626	38,131	12,914	33.8%
1984年	11,660	1,748	46,484	14,898	32.0%
1985年	11,869	1,812	51,266	16,362	31.9%
1986年	12,186	1,858	53,405	17,996	33.7%
1987年	12,491	1,953	55,207	19,764	35.8%
1988年	13,488	2,110	57,204	20,109	35.2%
1989年	15,834	2,526	63,945	25,304	40.0%
1990年	17,842	2,789	71,213	26,775	37.6%
※ 1991年	18,681	2,926	74,849	31,007	41.4%

※: 5月までの数値。

注) 有資格教員数は増加傾向にある。

(出所) HMG, ECONOMIC SURVEY 1991-1992 より作成。

図14-1. 小学校就学率 (1989年~1990年)

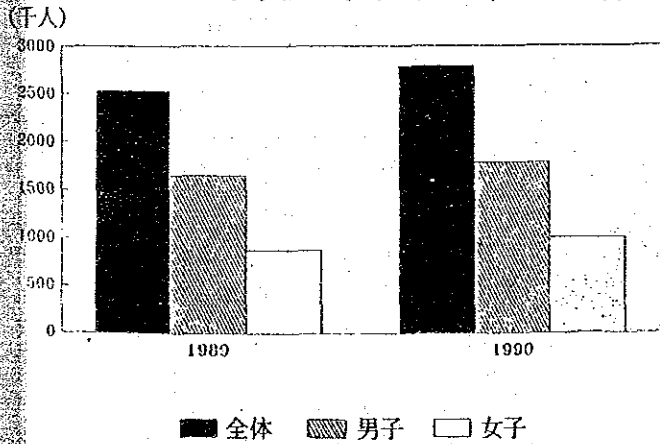
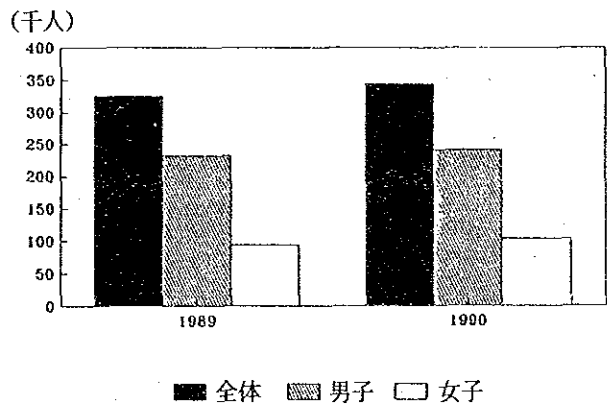


図14-2. 中学校就学率 (1989年~1990年)



(出所) HMG, Statistical Pocket Book 1992, p. 160

(出所) HMG, Statistical Pocket Book 1992, p. 162

表14-2. ネパールの教育における男女差

①初等教育レベル（小学校）における女子生徒数

項目 / 年	1971	1976	1981	1986	1988
学校数	7,634	8,768	10,628	12,186	13,290
生徒総数	410,505	643,835	1,388,001	1,857,658	2,092,038
うち女子内数 比率 (%)	64,107 (15.6%)	129,276 (20.1%)	373,736 (26.9%)	559,481 (30.1%)	674,047 (32.2%)

②（前期）中等教育レベル（中学校）における女子生徒数

項目 / 年	1971	1976	1981	1986	1988
学校数	677	2,289	2,786	3,729	3,864
生徒総数	52,776	188,688	169,564	271,224	301,775
うち女子内数 比率 (%)	8,521 (16.1%)	33,396 (17.7%)	34,361 (20.3%)	69,089 (25.5%)	82,516 (27.3%)

③（後期）中等教育レベル（高校）における女子生徒数

項目 / 年	1971	1976	1981	1986	1988
学校数	494	520	918	1,411	1,619
生徒総数	66,841	74,060	144,331	268,805	306,108
うち女子内数 比率 (%)	10,229 (15.3%)	12,536 (16.9%)	27,266 (18.9%)	61,773 (22.9%)	80,054 (26.2%)

④1985年の学年別初等、中等教育女子生徒数

項目 / 学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
男子生徒 (%)	68.8	70.1	70.7	72.1	71.7	73.9	74.6	74.2	76.5	77.5
女子生徒 (%)	31.2	29.9	29.3	27.9	28.3	26.1	25.4	25.8	23.5	22.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

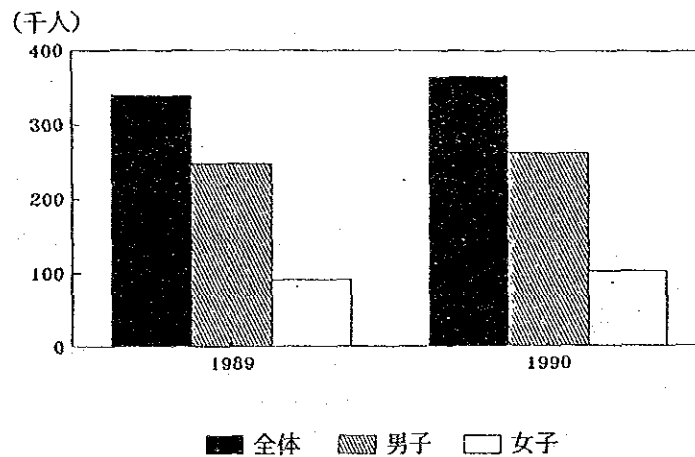
(出所) すべてUNICBF, AN ANALYSIS OF THE SITUATION OF GIRL CHILDREN IN NEPAL, 1991より作成。

表14-3. 初等教育における女性教員の比率

項目/年	1976	1981	1985	1986	1987	1988	1989
女性教員の全教員に占める割合	8.2%	9.2%	9.5%	10.3%	10.5%	10.8%	13.0%

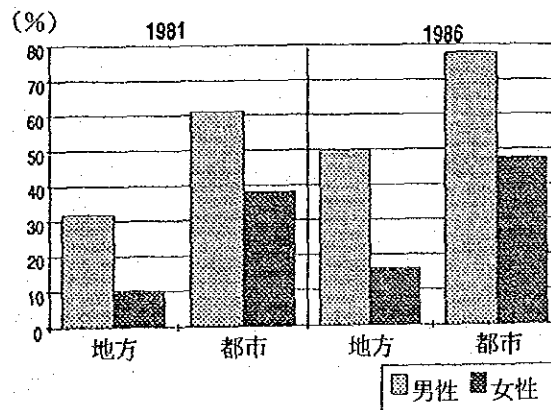
(出所) HMG, The Basic and Primary Education Master Plan 1991-2001, 1991年、p. 149より作成

図14-3. 高校就学率 (1989年~1990年)



(出所) HMG, Statistical Pocket Book 1992, p. 164

図14-4. 都市・地方別、男女別識字率 (1981-1986)



(出所) MOEC, Demographic Sample survey, First Report, 1986/87

人口の45%が第6学年から第10学年にあたる中等教育課程（中学校および高校に当たる）に進学すること、また高校を全国に125校設立することも目標としている。

識字率の向上に関しては計画期間中に約140万人に対する識字教育を通じ、国家として識字率60%を目標に成人教育に取り組む。特に女性の教育に重点を置いて初等教育から女子に対する制服の無償支給、奨学金供与をはじめ女性教員に対する研修、小学校各校に最低一人の女性教員の配置等が掲げられている。こうした背景から近年女性教員の増加は顕著であり女性に対する配慮は実際に効果を出し始めているといえる（表14-3）。

国家レベルの経済水準の向上に関しては技術教育の重視という観点から技術学校を74校設立、約2,500人を対象として技術者の養成に努める計画である。これらの実施に当たって第8次国家計画では教育に対し172億9千万ルピーの予算を計上している。

14-3. 教育制度

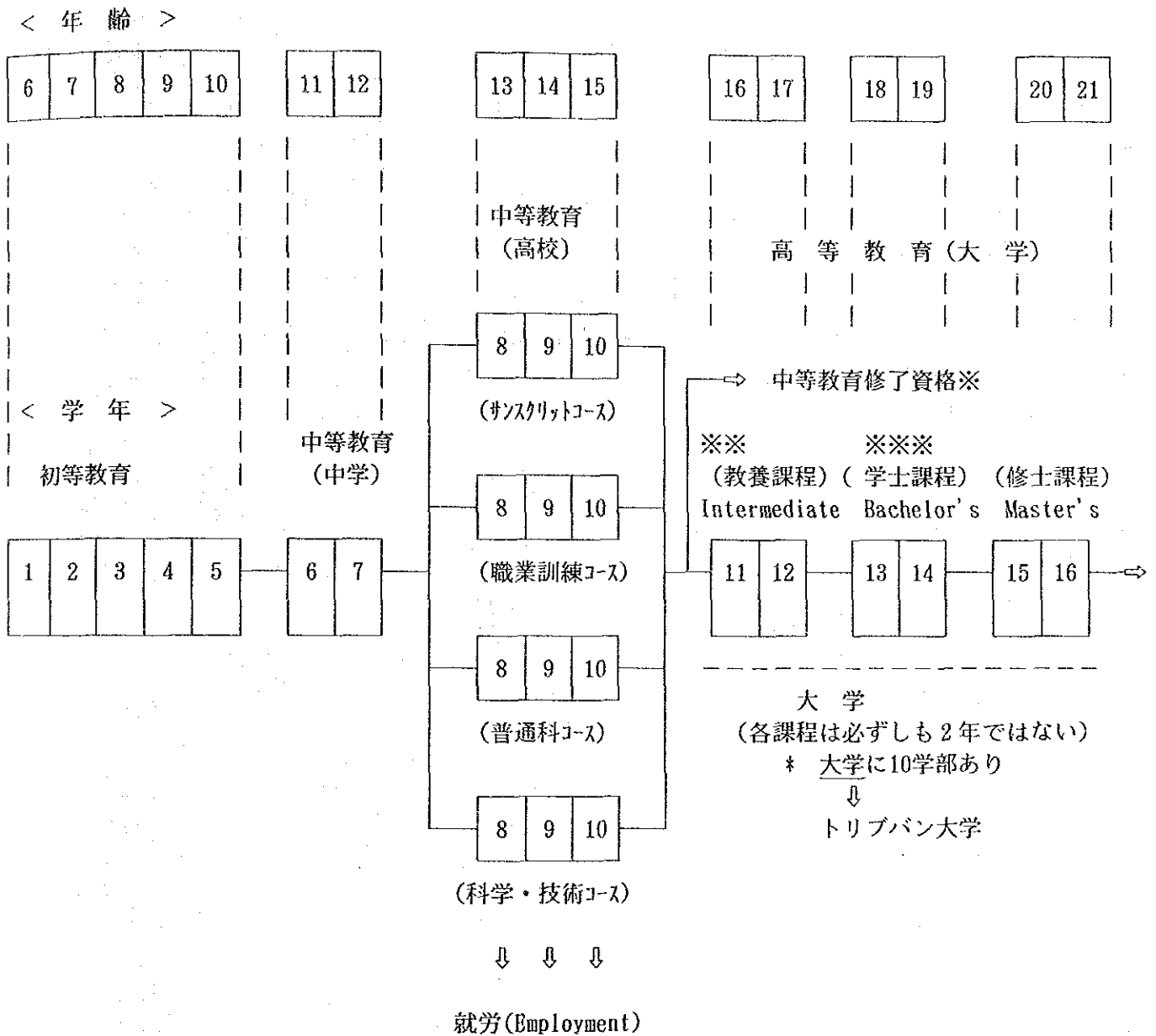
ネパールの学校教育制度は、1947年、1971年の教育改革や1991年の民主政権発足に伴いしばしば変更されている。中でも今後の方向を展望する上で、民主政権発足後の教育制度改革案として示された、1991年7月発表の「基礎初等教育マスタープラン」および1992年6月発表の国家教育委員会（The National Education Commission）により提出された改革案（Report of The National Education Commission, 1992）は最近の状況と今後の方向を知る上で参考となる。

教育制度では、学校教育（Formal Education）、制度外教育（Non-Formal Education）、職業教育（Vocational Education）に重点を置き、国民全体の教育水準向上と国家の経済発展に寄与する中堅技術者の育成を重視している。1992年現在では初等教育が5年（第1～第5学年）、前期中等教育（中学校）が2年（第6～第7学年）、後期中等教育（高校）が3年（第8～第10学年）、高等教育（大学）が2年（その後2年で学士、更に2年で修士）となっている（図14-5）。

1992年の改革案では大学の最初の2年を高等教育と位置付け、学士取得課程を3年に延長する計画である。また初等教育を前半3年と後半2年に分け、後半の2年では職業教育課程にも進めるよう選択肢を広げることとしている（図14-6）。

総じて1992年6月発表の改革案では、学校教育制度の中でも職業・技術教育課程を充実させ、また制度外教育との連絡（制度外教育を受けた者が試験を受けて入学あるいは編入）を可能にした統合システムを目指したものが立案されている。これは伝統的に難解な哲学等を重視したネパールの教育制度を職業教育、技術教育、理数科教育等の実際に役立つ学問分野と実務教育拡充へと移行させて行こうとする姿勢の現れと思われる。

図14-5. ネパールの年齢別教育制度 (1992年現在)



(出所) ASIAN DEVELOPMENT BANK, NEPAL : EDUCATION SECTOR STUDY 1986 を参考に作成。

※教員の資格については免許制度のようなものではなく、中等教育終了資格試験 (SLC)合格 (日本の高校終了に相当) で小学校の教員資格。

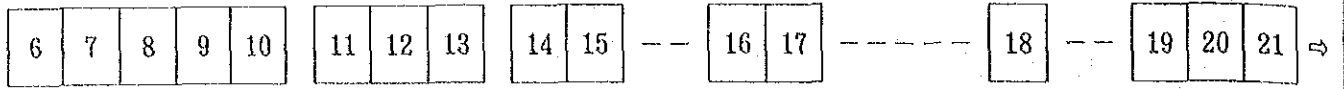
※※Intermediateの資格で中学校教員資格。

※※※Bachelor'sの資格で高校教員資格。

○教員は公務員ではない。高校の教員で、公務員の1~4クラスと同等と考えられる。(小学校教員は準公務員に相当)

図14-6. ネパールの教育制度 (1992年、国家教育委員会による改革案)

<年 齢>



Formal Education



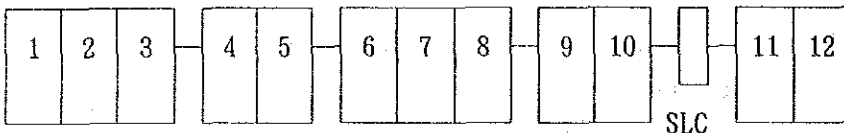
基礎教育期間



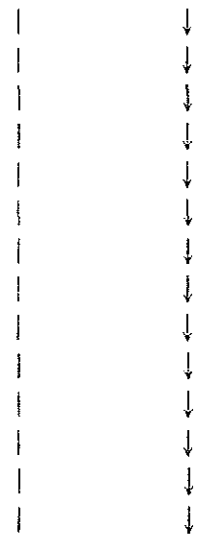
SLC

ポリテクニック

Formal Education



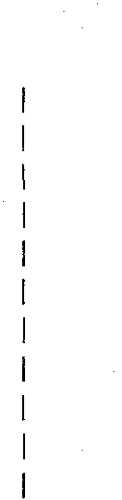
<初等教育>
(小学校)



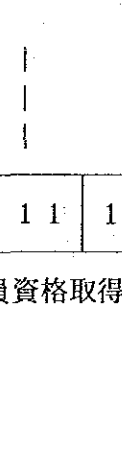
<中等教育>
前期
中等教育
(中学)



中期
中等教育



後期
中等教育
(高校)



1 1 1 2
教員資格取得課程

大学 ⇨

技術・理工系

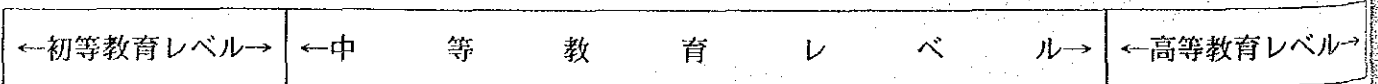
人文科学系

サンスクリット系

(法専学・門教育職学系)

Non-Formal Education

←----- 識字・算術教育、その他のノンフォーマル教育 ----->



(出所) Report of National Education Commission, 1992, P. 3 より作成。

14-4. 教育行政・組織

ネパールの教育は文部省 (Ministry of Education and Culture) が統括しているが、地方組織として全国を5つにわけ、各地域に地方教育事務所を置いている。また全国を75の教育区に分けており、それぞれの区はいずれかの地方事務所が管轄していることとなっている。文部省は文部大臣以下副大臣 (Assistant Minister)、その下に文部政務次官 (Secretary of Education)、同副政務次官がおり、主要9局が設置されている(図14-7)。さらに各開発区 (Region) レベルでは開発区教育監督官 (Regional Education Inspector) の下に2人の教育監督官代理 (Deputy Regional Education Inspector) がおり、またその下にはそれぞれ補佐官 (Assistant Regional Inspector) が各部局を統括している (図14-8)。中央主導の行政組織であるが、1992年公布の地方自治体法によって今後は地方行政レベルでも学校建設等教育充実が推進される予定である。

14-5. 教育予算

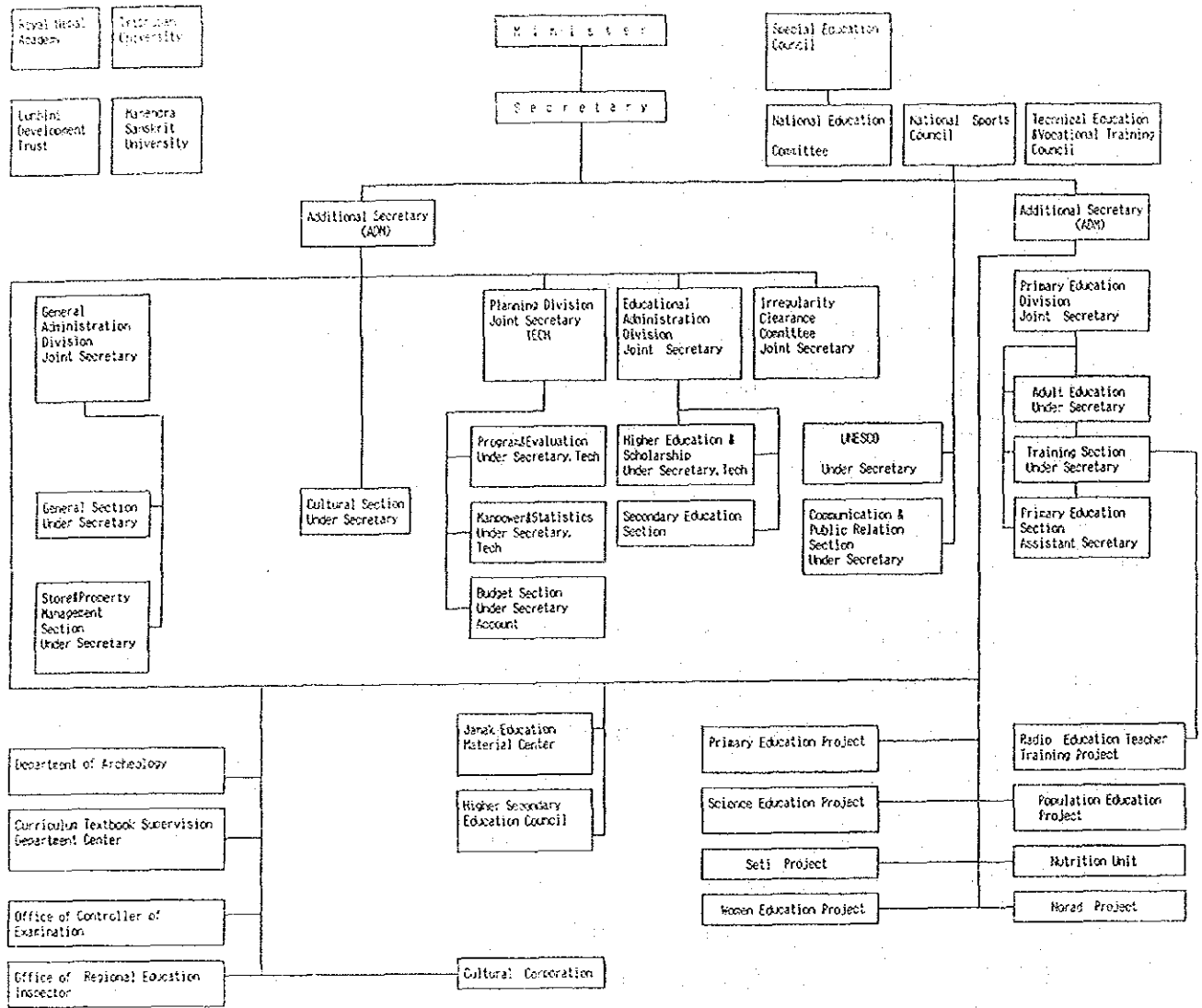
ネパール政府の教育に対する予算は、近年急速に増大している。表14-4に明らかなように、1988年から1992年の間に約2倍になっている。初等教育の充実に重点が置かれているが、従来は少なかった成人教育等に次第に多くの予算が割り当てられる傾向にある。

しかしながら教育予算は1980年代を通じて政府歳出予算の10%程度を占めているが、(世銀資料によれば1992年は12%) これはアジア諸国の平均値12.6%を下回り、低所得開発途上国のなかでも高い方ではない。しかしながら南アジア諸国 (ネパール、バングラデシュ、インド、パキスタン、スリランカ) のなかではGNPに占める教育予算比率はバングラデシュ、スリランカ並みとなり (1990年) 増大している (表14-5 および世界開発報告1992年版、p. 238を参照)。予算上も初等教育に重点が置かれる傾向にあり (教育予算全体の50%近く)、中等教育及び職業教育に関する予算についてはアジア諸国が教育予算の平均31%を支出しているのに対し、ネパールでは平均10~20%以内と少ない。一方で高等教育に対する支出は相対的に多い。どの教育水準においても教員に対する給与支払いが予算の多くを占める (初等教育については95%)。

14-6. 初等教育と基礎・初等教育計画 (Basic and Primary Education Project : BPEP)

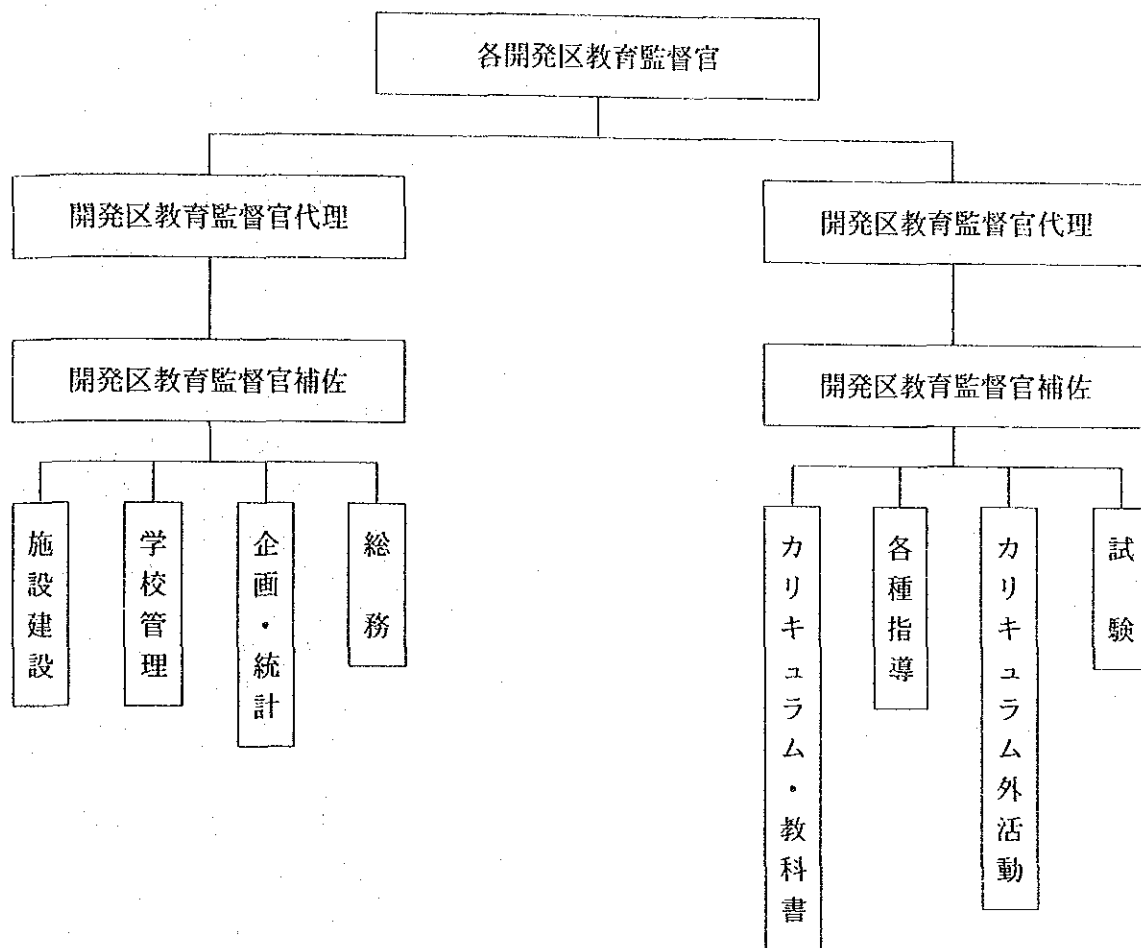
ネパールにおける近代教育制度の本格的発展は、ラナ家による封建的な統治が終了した1951年に始まる。1951年当時、小学校321校、中学校11校が記録されているが、その後40年間で小学校15,800校、中学校5,732校 (1989) と急増した。これにより就学率も向上し

図14-7. ネパール教育文化省 (1992年現在)



(出所) HMG, THE BASIC AND PRIMARY EDUCATION MASTER PLAN 1991-2001, p. 29より作成。

図14-8. ネパールの各開発区（地方レベル）の教育管轄組織図（1992年現在）



(出所) HMG, THE BASIC AND PRIMARY EDUCATION MASTER PLAN 1991-2001, p. 31より作成。

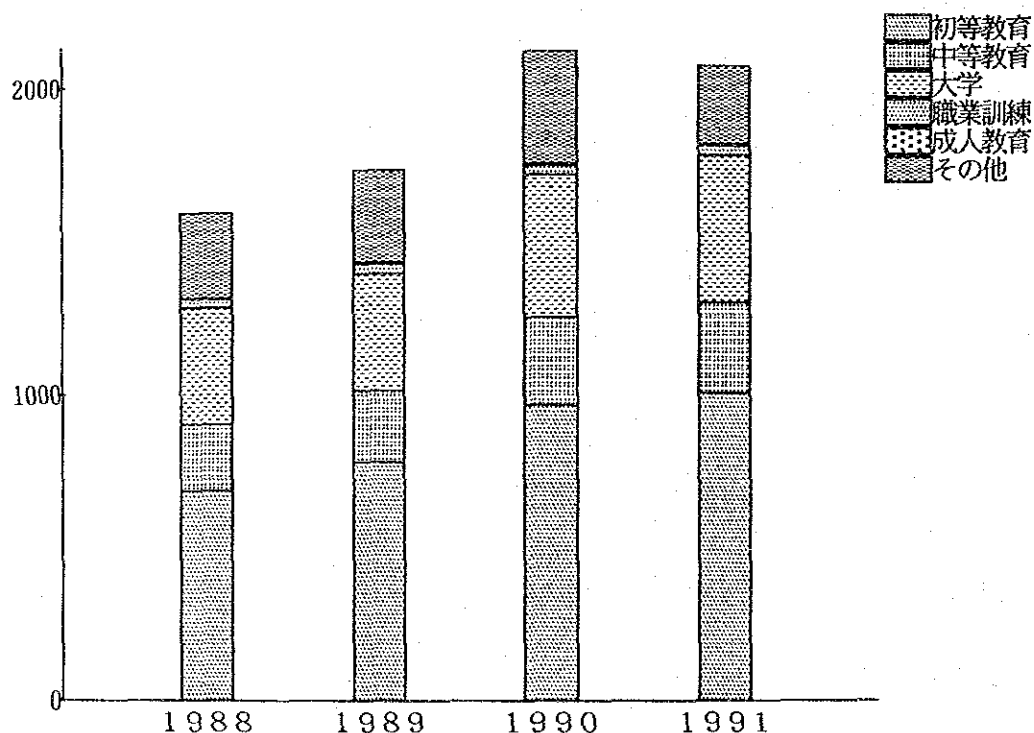
表14-4. ネパールの教育予算*

*:ネパール政府予算+援助等の総額

(単位:百万ルピー)

項目	年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
教育 予算	予算総額	1,599	1,740	2,086	2,079	3,205
	初等教育	686	779	967	1,003	1,459
	中等教育	219	235	289	293	n. a
	大学	380	381	466	485	892
	職業訓練	29	32	33	34	42
	成人教育	4	8	8	8	20
	その他	281	305	371	256	n. a
教育 支出	支出総額	1,489	1,742	1,799	2,105	3,205
	通常支出	262	283	319	385	471
	開発支出	1,227	1,459	1,480	1,720	2,734
政府支出に占める 割合(%)	10.6	9.7	9.1	10.0	12.0	
GDPに占める割合 (%)	2.1	2.3	2.1	2.1	2.8	

(出所) World Bank, Nepal Resource Management in a Resource-Scarce Economy, 1992



注) 教育予算は80年代を通じて開発支出の12-13%程で、政府歳出予算の10%程を占めるが、これはアジア諸国の平均(12.6%)を下回り、低所得国のカテゴリー中最低である。

注) 教育予算のうち約50%近くが初等教育に割り当てられている。

表14-5. 南アジア諸国連合 (SAARC)における教育予算の推移の比較

項目 国名	GNP に対処教育予算 比率 (%)		政府支出に占める 教育予算比率 (%)	
	1972年	1990年	1972年	1990年
ネパール	7.2	10.9	0.6	2.1
バングラデシュ	14.8	11.2	1.4	-*
インド	2.3	2.5	0.2	0.5
パキスタン	1.2	2.0	0.2	0.6
スリランカ	13.0	9.9	3.3	2.4

注) *: 数値不明

(出所) World Bank, World Development Report, 1990年版および1992年版より作成。

表14-6. 国別就学率の比較 (南アジア諸国)

	初 等 教 育				中 等 教 育				高 等 教 育	
	男女平均 (%)		女 子 (%)		男女平均 (%)		女 子 (%)		男女平均 (%)	
	1965	1989	1965	1989	1965	1989	1965	1989	1965	1989
ネパール	20	86	4	57	5	30	2	17	1	6
ブータン	7	26	1	20	0	5	0	3	-	-
バングラデシュ	49	70	31	64	13	17	3	11	1	4
インド	74	98	57	82	27	43	13	31	5	-
スリランカ	93	107*	86	106*	35	74	35	76	2	4

*: 留年者を含むため。

-: 不明

(出所) World Bank, World Development Report, 1992年より作成。

初等教育就学率は1965年の20%から1989年の86%と上昇した(表14-6)。

しかしながら留年、中途退学者数が極めて多く、小学校入学者の約40%が第2学年に進級するにとどまる。小学校(5年)を修了するものは、全体の約3割であり、6~10才までの児童のうち、実際に就学しているのは男子が約半数で、女子は3分の1とされる(表14-7)。初等教育の充実は、ネパールにとっては長期的に国家開発の重要な要素であることから、カリキュラム、教科書、教員の質向上等も同時に改善されなければならない。カリキュラムについて言えば、暗記中心の難解な内容から日常生活と関連性のある実用的教育に改善の必要があり、教科書は全女子小学生のほか、第3学年までの男子に無償供与されているが、内容が長期間改訂されておらず、また教科書自体の製本が長期の使用に耐えないこと、教科書の生産、配給体制にも改善の余地があるといわれる。また教員については、現在も小学校教員の多くが、組織的訓練を受けておらず、教員の在職者研修制度の導入が不可欠である。教育機会の点では、女子の就学率向上が課題である。女子の教育機会は男子の約3分の1であり、識字率等の教育指標にも男女格差が顕著である。女子の教育機会を増やすために、女性教員の採用が効果的であるとされている。しかし増加しているとはいえ、女性教員は全体の約1割にとどまっている(表14-3)。

教育施設では、ネパール全体として、依然として人口増加率が年率2%を超えており、今後も児童数が増加することか予想されるが、需要を満たすには年間約2,000の教室増設が必要と試算されている。それとともに改修の必要な校舎も約7万教室あるといわれる。

ネパールにおける初等教育の現状での問題点と課題は1985年より5ヶ年計画で実施された「初等教育計画」を継承した形での「基礎・初等教育計画」(以下BPBPと記す。)に明らかにされている。これは教育文化省が策定したもので初等教育の質の向上のために、カリキュラムの改善、教科書の改善、教員の質向上等を含む計画である。教育部門への政府予算配分率は、近年10%前後で推移しているが、そのうちでも初等教育の配分率は、着実に伸長し、1986年の34.7%から1990年には50%近くとなった(表14-8)。民主化後の政府に引き継がれた初等教育重視の方針によって、教育部門への予算配分は第8次国家5ヶ年計画で17%に拡大し、その核となる政策が上記BPBPであり、1991年7月にその実現の中心コンセプトとなる「基礎・初等教育マスタープラン」(Basic and Primary Education Master Plan)が発表されている。その内容は、教育へのアクセスに関して公平さを増し、学校教育への参加を促進し、国民の多様なニーズに適合する教育システムを構築することが目標である。また同時に効率よい学校運営、教育の質の向上、ノンフォーマル教育の促進をも目指している。これらを実現するに当たり、新規採用および現職の教員に対する研修をはじめ、ドロップアウト(中途退学)を減じるためのプログラムの導入や、女子の就学率・識字率が男子に比べ低いことから(「15. WID」の項参照)、女子校の設立やすでに述べたように女性教員の積極的採用を打ち出している。特に1992/1993年の

表14-7. ネパールの教育における留年、中途退学（ドロップアウト）

①各国比較

	小学校就学率※ (%)				小学校 修了率※※ (%)
	1960年		1986-89年		1986-89年
	男子	女子	男子	女子	男女平均
ネパール	19	1	84	35	27
バングラデシュ	66	26	67	44	20
インド	80	40	-	-	40
パキスタン	46	13	-	-	49
スリランカ	100	90	100	100	94

※小学校へ一度入学してたものが再入学するためしばしば100%を超えるが、1986-89年では正味の方の数字を採用した。（1960年の統計では区別なし）

※※小学校の第1学年に入学したものが小学校を修了する率

（出所）ユニセフ『世界子供白書』 1992年版

②小学校における留年、ドロップアウト

ア. 留年

学 年	比 率
1	44%
2	18%
3	13%
4	15%
5	17%

イ. ドロップアウト（退学）

学 年	比 率
1	18%
2	10%
3	9%
4	11%
5	22%

（出所）UNICEF, AN ANALYSIS OF THE SITUATION OF GIRL CHILDREN IN NEPAL, 1991 より作成。

主要目標として、国家ノンフォーマル教育開発センター(National Non-Formal Education Development Center:NFBDC)の設立が予定されている。この基礎・初等教育計画は1990年3月にタイで開催された「万人のための教育世界会議」にて採択された「万人のための教育世界宣言」を踏まえて、中央から末端にいたる組織の改革を目標に教育文化省が策定した。

以下にその詳細を述べる。

(1) 初等教育の質の改善

①カリキュラム開発

今後、環境・保健衛生・民主主義等についての認識といった特に国家としての課題を反映する科目を取り入れることがめざされ、実際1993年から保健衛生の科目が初等教育に導入された。また教育文化省内に、新たにカリキュラム開発に当たる組織(National Center for Primary Curriculum, Textbook, and Teacher Training)設立が予定されている。これにはUNICEF、世銀の資金供与が予定されている(表14-9および表14-10)。

②教科書開発

カリキュラム改定に基づいて教科書、教員用指導書、副読本を開発するとともに、教科書の再使用制度の導入で効率よい教科書の使用法を推進することが計画されている。そのために再使用に耐える教科書を作成する必要がある、また保管体制、配給体制の合理化、改善も必要となる。それに伴い教科書専用倉庫の整備、教科書保管、配給監督者の養成も派生する。本項目についてもUNICEFが主要ドナーとなって援助を行うが、ジャナク教材センター(JEMC)の拡張に当たっては、世銀の資金供与と日本の機材供与が期待されている。

③現職教員の研修

現職の教員の研修のための「リソース・センター」を1998年までに全国1,300箇所に設立する計画がある。2箇所に1名の教員指導要員(リソースパーソン)を配置し、それら教員指導要員は郡指導主事によって訓練され、郡指導主事はカトマンズにてマスタートレーナーより訓練を受けるシステムとなっている。

(2) 初等教育の機会の改善

①学校教育制度外基礎・初等教育(ノンフォーマル教育)

学校教育制度外の基礎、初等教育の充実を目的として、①特に女性を中心とした学校教育を受ける機会を逃した成人を対象とした識字及び算数教育②学校教育を受けられない状況にある児童(特に女兒)を対象とする教育③識字教育を受けた者に対する読本等

の教材の供与④小学校就学前教育の開始、を具体的目標としている。

これら目標の達成のために各郡の教育事務所に学校教育制度外基礎教育専任の担当者を配置すると共に、小学校において留年、中途退学率の高い現状を考慮して、これらの低減のために小学校就学前の教育という機会の検討も開始することとしている。

②小学校の修復及び建設

学校建設に関しては、郡単位で計画する事としているが、約 5,000教室の新設と約 6,000教室の修復、立て替えを計画している。この計画の実施に際しては、ADB, DANIDA (デンマーク国際開発庁) および世界銀行等が援助を計画している。

(3) 組織・制度強化

各種計画の効果を高めるために、教育文化省の組織を改編し、援助プロジェクトの調整に当たる対外援助調整局を新設する。また組織改革についてはUNDPが協力を表明している他、世界銀行が対外援助調整局の人件費の一部負担を検討している。これらを通して教育文化省の政策策定、運営管理能力強化を目指している。

14-7. 中等教育

ネパールの教育制度の中で、中等教育は最も軽視されてきた部分であるという指摘がある。⁽³⁾ 第7次国家5ヶ年計画の間中は中学校はごくわずかしかな新設されていない(表14-11)。1991年からは増設が開始されたが、1990年の統計によれば、3,964校の中学校(Lower Secondary School)と1,953校の高校(Higher Secondary School)があるものの生徒数40名程度から200名以上の規模など大きさにもばらつきがある。中等教育の予算の約85%は教員の給料に当てられており、カリキュラム開発や教材、施設拡充にまで十分な予算が割り当てられない現状がある。現状では9年生、10年生に対しても理数科目や社会科目が必修科目ではなく、また試験制度の改善も急務であるとされる。⁽⁴⁾ 今後の改革案として中等教育を前期中等教育(Lower Secondary School=6~8年生)、中期中等教育(=9~10年生)、後期中等教育(Higher Secondary School=10年生プラス2年)の3つに分けること、就学率の向上と共に制度外の教育の充実、奨学金付与の拡大、音楽やダンスといった科目の奨励、中等教育修了試験(School Leaving Certificate: SLCと略される。)の改善が提案されている。後期中等教育(=高校にあたる)には5つの課程(普通、職業訓練、技術、工芸、サンスクリット)を設置し、専門分野を学ぶ教育機関とし、高等教育(大学)につなげるため2年課程とすることが計画されている(図14-6)。高校(状況については表14-12)に対し、政府は補助金を出して支援するが、特に高校では私立学校の役割が期待されている。ネパールでは初等、中等教育修了後、中等教育修了資

表14-10. ネパールの教育分野に対する主な援助

援助案件名	援助機関 (実施機関)	総額 (百万US\$)	期間	援助活動の概要
<初等教育> ・初等教育プロジェクト	IDA* (教育文化省)	12,780	1984-1991	70の研修用リソースセンター設立。
・初等教育プロジェクト	UNICEF (教育文化省)	1,972	1988-1991	・研修支援、カリキュラム開発、 教育文化省カリキュラム教科書開発センター 支援・地方村落における学校教育 および、ノンフォーマル教育推進
・農村開発のための 教育	UNICEF (UNESCO)	1,029	1988-1992	
・農村開発のための 教育 (セティプロジェクト フェーズII)	UNDP (UNESCO)	1,369	1987-1991	・セティ地区型教育プロジェクト支援
<中等教育> ・理数科教育	ADB (教育文化省)	8,000	1983-1991	・教育センターの改修と設立
・理数科教育・英語 教育	イギリス(ODA) (教育文化省)	88	1987-1990	・中学校教員研修用教材作成のための 長期コンサルタント派遣
・中学校教員研修	USA/Peace Corp. (平和部隊)	750	1974-1991	・第4～10学年の教員への英語による 理数科教育 (特定郡のみ)
・僻地での女子教育 (フェーズII)	ノルウェー/NORAD	970	1989-1992	・教員研修、寮の建設と運営プロジェクト
・カカワ寄宿学校支援 (カカ)	UNM	123	1990	・人材派遣、資金援助
<高等教育> ・研修プログラム	オーストラリア/AIDAB	863	1988-1994	・オーストラリアの大学に留学するネパール 人学生に対する奨学金供与
<技術教育・研修> ・女性のための開発 プロジェクト	スイス/LWF	796	1989-1990	・養蚕普及による女性のための収入 向上
・Khumbeshwor 技術 学校 (バク)	ノルウェー/セイブ・ザ・ビル ドレン	241	1989-1992	・Khumbeshwor 技術学校支援による 貧困層収入向上
・中等教育課程職業 訓練 プロジェクト	IDA (教育文化省)	14,300	1982-1990	・ポカラに新キャンパス設立、製品 検査システム構築支援
・技術者教育 プロジェクト	IDA (教育文化省)	11,400	1989-1997	・トリバク 技術者養成学校の施設改修 を通じた研修能力向上
・技術学校 (フェーズIII)	スイス/SATA	3,189	1987-1992	・人材研修、学校経営整備
・工業技術教育	スイス/SATA	8,422	1989-1997	・研修プログラム用施設建設、計画の モニタリング等
・ネパール行政管理者養成 学校	イギリス(ODA) (教育文化省)	2,917	1983-1991	・ネパールの公務員の行政管理能力向 支援
・リフトを通じた 教員研修	USA/USAID	2,120	1984-1991	・小学校教員に対する英語での理数科 教育およびネパール語教育
・工業技術教育開発	カナダ/CIDA	4,220	1989-1995	・組織強化 (トリバク 技術者養成学校)

援助案件名	援助機関 (実施機関)	総額 (百万US\$)	期間	援助活動の概要
・科学教育振興支援 技術協力	UNDP(UNESCO)	1,825	1986-1991	・中等教育における理数科教育向上
・基礎職業訓練	UNDP/UNV/日本	1,014	1987-1992	・職業訓練計画実施、労働供給センター (2か所)の質向上
・トリバノ大学教育 病院拡充	日本/JICA	8,939	1990-1991	・医療サービス、機材拡充
・農業・ 動物学研究所	USA/USAID	4,100	1984-1991	・トリバノ大学動物学研究所拡充
・森林研究所	USA/USAID	8,400	1985-1991	・トリバノ大学動物学研究所技術、資金 援助、スタッフ研修支援
<ノンフォーマル教育> ・女兒・女性教育	UNICBF	870	1988-1992	・女兒、女性のための包括的ノンフォーマル 教育支援
・初-中級国家識字率 向上プログラム	UNICBF	1,360	1988-1992	・子供と遠隔地の女性のための学校外 識字教育
・地方の女性のため の識字教育及び小 規模金融システム	UNICBF	572	1990-1992	・女性の識字率向上
・識字率向上	USA/USAID	600	1987-1991	・収入向上についての意識向上、啓蒙 活動

(出所) UNDP, DEVELOPMENT CO-OPERATION NEPAL, 1990年

表14-8. 教育水準別政府教育予算配分の推移 (1975/76-1989/90)

	1975/76	1980/81	1981/82	1983/84	1985/86	1987/88	1989/90
初等教育	21.4%	26.6%	29.0%	34.5%	34.7%	38.4%	46.9%
中等教育	16.3%	18.5%	15.3%	12.6%	15.2%	13.3%	13.8%
高等教育	40.7%	35.0%	35.6%	35.3%	33.4%	23.4%	22.3%
その他	21.6%	19.9%	20.2%	17.7%	16.7%	24.9%	17.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(出所) World Bank, Nepal Resource Management in a Resource-Scarce Economy, 1992

p.195 より作成。

表14-9. 外国援助による教育文化省のプロジェクト (金額と項目別)

(単位:千ルピー)

プロジェクト	金額/機関 (1000ルピー)	1990/1991 (1000ルピー)	中心となる援助機関・援助国
1. 成人教育		2,786	World Education, USA (米国)
2. 教育プロジェクト		1,000	UNESCO
3. カリキュラム、教科書		10,000	UNICEF
4. 技術教育&職業訓練		2,902	World Bank, ADB
5. ダンクタ技術学校		538	英国
6. ジリ技術学校		1,709	スイス
7. ジュムラ技術学校		2,065	United Mission of Nepal
8. セティ技術学校		1,919	UNDP, UNICEF 他
9. Balaju機械工学訓練センター		2,683	スイス
10. 女子寄宿寮建設		5,538	NORAD(ノルウェー)
11. 栄養向上プログラム		689	UNICEF
12. 人口教育プロジェクト		1,768	UNFPA
13. ラジオによる教員訓練		700	USAID(米国)
14. 女性のための教育		5,435	UNICEF
15. 地方教育機構改善		3,280	UNDP, UNICEF
16. 科学教育プロジェクト		23,503	ADB
17. 初等教育プロジェクト		24,113	World Bank
18. セティ教育プログラム		5,400	UNICEF, UNESCO, UNDP
19. トリブバン大学		120,403	UNDP, IDA, IDRC, WHO, UNICEF, USAID, UNFPA他
20. カトマンズ盆地遺跡保護		1,900	英国、オーストラリア
21. バクタプール遺跡保護		239	ドイツ

(出所) HMG, Ministry of Finance, 1992より作成。

表14-11. ネパールの中学校に関する数値の推移 (1980年~1991年)

	学 校 数	生徒数 (千人)	教 員 数	有資格教員数	有資格/教員
1980年	3,501	391	11,693	4,587	39.2%
1981年	2,786	170	12,245	4,833	39.5%
1982年	2,964	199	10,820	4,549	42.0%
1983年	3,268	220	10,146	4,326	42.6%
1984年	3,420	239	10,602	4,641	43.7%
1985年	3,577	254	11,120	4,663	41.9%
1986年	3,729	271	12,529	5,076	40.5%
1987年	3,824	290	11,744	4,747	40.4%
1988年	3,857	305	11,989	4,253	35.5%
1989年	3,941	325	12,245	4,571	37.3%
1990年	3,964	344	12,399	4,298	34.7%
※ 1991年	4,092	381	13,207	5,272	39.7%

※: 5月までの数値。

(出所) HMG, ECONOMIC SURVEY 1991-1992 より作成。

格試験（前出の SLC）を受ける。この試験に合格して得られる資格は高等教育に進学するものにとっては必須であるが、教員資格としても重要な位置付けがなされている。一方、1981年からはすでに中等教育の一部門として技術専門学校が設立され職業訓練コースが設置されている。教育の多様化については民主政権誕生前から徐々にではあるが諸外国の援助を得ていくつかの取り組みが開始されている。

14-8. 高等教育

ネパールでの高等教育機関はトリブバン (Tribhuban) 大学が中心となっているが (表14-13)、抱える問題も多い。高まりつつある高等教育への需要に追いついていけない現状があり、学生の増加に伴い、教科書の不足、図書館等の施設も不十分であるとの指摘がなされている。しかしネパールの教育予算は政府の総予算に占める割合でみると開発途上国各国の中では低い方であるのに対し、高等教育に対する投資比率は高い。またその予算も年率約10%程度ずつ伸びており、長期的視野に立った改革の実施の効果が待たれる。これらの改革の推進には大学助成委員会 (University Grants Commission) が中心となって調整にあたっている。

改革すべき点としてトリブバン大学のキャンパスを各開発区に研究所を設ける等して分散させ、高等教育の地方への波及効果が期待される。また国家の開発と経済発展のためには科学技術の高等教育の拡充が必要である。それに伴い人口問題、植林、環境教育、英語教育法、保健衛生、数学等を単位外の科目として開講することも計画されている。

現在トリブバン大学の中で理数系の機関は5つある。⁽³⁾ 1990/91年現在、統計ではこれらの機関の下に40のキャンパスがあり、約1万7,000人の学生が在籍しており (表14-14)、約800人の教員がいる。しかし教員はじめ人材はまだ不足している。これらが有効に機能するためには政府機関との連携も重要であるが、同時に周辺国、とりわけ南アジア諸国との教員及び学生の交流も必要となる。教育文化省の計画では今後10年で高等教育に占める科学技術系、理工系の学生比率を全体の40%にまで高めようとしている。外国援助機関も日本、米国はじめ研究所、大学施設の拡充に重点を置いており (表14-10) 人的資源開発、人材の養成に力が注がれている。

14-9. サンスクリット教育

伝統的なネパールの学問分野としてサンスクリット (Sanskrit) 教育がある。1986年に国家高等教育委員会の提言によってマヘンドラ・サンスクリット大学 (Mahendra Sanskrit University) が設立された。しかしサンスクリット専攻の学生は大幅に減少傾向にある。これは世界的に通用しにくい分野であるとの認識が強まったこともあり、現在では上記大

学の予算の平均90%が政府の助成と支援に依存している状態である。

14-10. 技術・職業教育

ネパールが今後経済発展を遂げる上で不可欠となるのが科学技術を担う技術者の養成である。すでに述べたように、教育制度の改革、外国機関からの技術協力を得て、今後も重点をおいて充実されて行く部門であるが、まだその課程を専攻する学生数は絶対数において少ない。この分野に対しては諸外国の援助が大きな役割を果たしており、表14-9および表14-10に示されるようにその拡充のための各種支援が実施されている。それにより今後はそれらの学校や研修コースの成果が徐々に現れてくることが予想される。表14-15に示されるように開発区別の高等教育の在籍者の専攻の内訳を見ると、理工系、法学・教育学系、人文科学系の区分では、全体数では人文科学系の専攻者が多い。しかし1987/88年から1990/91年にかけての比較では全開発区で理工系（15.4%増）、法学・教育学系（30.0%増）が大きく増え、人文科学系のそれは全国で9.7%増にとどまっている。したがって今後は国全体として技術者が育って行くことが期待され、それら技術者の雇用の確保と地場産業の振興等が急務であると思われる。

14-11. 制度外教育 (Non-Formal Education)

ネパールでは初等教育から留年、中途退学者が多い（表14-7）。これはネパールの教育課程においては初等教育であっても進級に際して試験が課されており、一定の基準点に達しない場合は留年するシステムが採られているからである。これら学校のシステムも改善の必要があるが、すでに退学したり、教育を受ける機会が得られなかった成人、女性、等に関しては制度外教育（ノンフォーマル教育）を充実する必要がある。この見地から、政府もノンフォーマル教育を近年重点課題と位置付け、識字教育等を中心に外国援助やNGOの協力を仰ぎつつ、推進に努めている。その結果、表14-16に示すとおり、教育予算の中でも、成人教育の予算は増大する傾向にあり、ノンフォーマル教育のプログラム数も女性を対象にするプログラムを筆頭に、地方の青少年向け、識字教育を受けたが十分でない人々への継続教育、学校中途退学者向けプログラム等が整備されつつある（表14-17）。

14-12. 教育分野への援助

ネパールはすでにほかの章でも明らかにされており、「16. 援助分析」参照）国家開発計画において、教育・人的資源開発分野に関しても外国および国際機関の援助に依存している比率が高い。主な援助機関の当該分野における実績、特徴等について概要を

述べる。

14-12-1. 二国間援助

(1) 米国開発援助庁 (USAID)

1951年以来ネパールの教育分野に関する援助を続けている。ラジオ番組による教員研修をはじめ、教育制度の効率改善計画、農業分野でもあるが、動物学研究所や森林研究所の設立等を通じた人材養成にかかわる援助、さらに政府担当者の海外研修支援、識字教育推進のためのノンフォーマル教育拡充プログラムを実施しており、その援助は多岐に渡る。

(2) 英国

従来ネパールに対する英国の援助、協力は教育・人的資源開発の分野よりも道路、橋といった社会基盤の整備に重点を置いてきている。しかし人的資源開発の分野では、ネパール行政官カレッジ、ダーランの技術センター、ウツタルパニの技術学校、またブッダニールカクタ学校（私立学校）、マハラジカンジ薬学研究所、といった施設の設立をはじめ、英語教師に対する研修（英国への海外研修を含む）を通じ英語教育を積極的に支援してきている。

(3) ドイツ

ドイツのネパールに対する教育協力活動は教師教育、教材開発、学校施設充実を通じて、援助の中でも重点分野であるとの認識に立って展開されている。特に職業教育には重点がおかれており、ダーディング地域開発計画においては教育、職業訓練を核として協力が進められた経緯がある。

(4) スイス技術援助機関 (SATA:Swiss Agency for Technical Assistance)

スイス技術援助機関 (SATA) は1940年代後半からネパールに対し、もっとも長く援助に取り組んできた機関で、とくにジリにおける地域統合開発にその特徴が現れている。これはSATAが職業技術訓練と技術教育について、自国と同じような山岳国かつ小国であるネパールに対し、地域の振興といった観点に重点を置きたい意向によると思われる。

(5) インド

インドは1951年にネパール援助を開始した最初の援助国の一つであり、教育分野での功績はトリブバン大学の創設への大きな支援である。また最近でもコロambo計画による教育専門家を派遣して、大学の各部門と政府機関の教員訓練分野での協力活動を展開し

ている。主に高等教育部門に対する支援が特徴であるといえる。

(6) 日本

日本は「16. 援助分析」で述べるとおり、ネパールに対して金額的に最大の援助国となっている。教育の分野としては、協力隊派遣による理数科教育他の支援をはじめ、初等教育、成人教育を重視している。具体的には地場の原材料を用いた、住民参加を得て作られる安価な校舎の設置、また教材印刷能力の向上のために、既存の印刷センターに対する機材の供与、教員の育成、訓練等を計画、実施している。

14-12-2. 多国間援助

(1) アジア開発銀行 (ADB :Asian Development Bank)

ADBは農業生産部門の援助、協力を重点として財政的支援を行ってきているが、この観点から、農業と関連する職業教育、技術教育分野の援助を実施してきていることが特徴である。また科学教育計画 (SEP) をUNDP, ユネスコと共に推進している。

(2) 国連開発計画 (UNDP)

UNDPの教育分野への援助はユニセフおよびユネスコと協力した地域開発のための教育計画としての「セティ地域開発計画」に特徴を見いだすことができる。セティプロジェクトは、農村開発のための教育プロジェクトであり、コミュニティ全体の開発を目指したプログラムである。農業の生産性向上のための農民の意識改革や能力向上は重要な要素であるが、セティ・プロジェクトは総合教育プログラムとしてネパール極西部の貧困開発ゾーンであるセティ地区をパイロット地区とした基礎教育システムの構築プロジェクトである。⁽⁶⁾ 具体的には①一層効率的な基礎教育を実施する②地域の開発に教員が貢献するための援助③地域の住民の日常的困難を解決するための基本的カリキュラムの作成、等が挙げられ、教員訓練はじめ成人のための識字教育、女兒のための初等教育就学促進支援などが行われている。またUNDPはユニセフと協力して中等教育としての理数科教育促進のための技術協力も実施している。

(3) ユニセフ

ユニセフのネパールに対する援助は多岐にわたる。ユニセフ単独だけでなくUNDPはじめ他の国際機関と協力して各種人的資源開発にかかわるプロジェクトも実施している。初等教育計画 (PEP, 1984年開始) における技術協力のほか、教科書の無償配布のための教科書用紙の提供、児童保護施設での識字教育等にも取り組んでいる。

(4) 世界銀行

人材開発分野は世銀の資金貸し出しの援助対象の一つとなっているが、例えばネパールに対してはトリブバン大学カラキャンパス（西部地域）の学校建築を通じ、政府部内の公益事業の技術者の養成を目的としたものがある。⁽¹⁾ その特徴は大規模な援助案件であるが、ネパールに対する援助はほとんどが I D A（第二世銀）を通じて行われている。

[脚注]

注⁽¹⁾ : 田中研一「ネパールの学校教育に関する情報集」1989年、p. 2

注⁽²⁾ : U N I C E F, 「世界子供白書」1993年、p. 74

U N D P, HUMAN DEVELOPMENT REPORT, 1992 年もほぼ同じ数値を発表している。

注⁽³⁾ : Report of The National Education Commission, 1992, p. 10

注⁽⁴⁾ : Report of The National Education Commission, 1992, p. 11

注⁽⁵⁾ : Institute of Agriculture and Animal Science, Institute of Medicine, Institute of Forestry, Institute of Science and Technology, Institute of Engineering の5つである。

注⁽⁶⁾ : (財) 国際開発センター「経済協力計画策定のための基礎調査（ネパール）」1992年3月、p. 109

注⁽⁷⁾ : 国立教育研究所内国際教育協力・援助研究会「アジア太平洋諸国の国際教育協力・援助の実態と課題」1990年2月、p. 11

表14-12. ネパールの高校に関する数値の推移（1980年～1991年）

	学 校 数	生徒数(千人)	教 員 数	有資格教員数	有資格/教員
1980年	785	121	4,683	2,919	62.3%
1981年	918	144	4,909	3,067	62.4%
1982年	1,031	170	5,634	3,515	62.4%
1983年	1,124	198	5,764	3,380	58.6%
1984年	1,235	216	6,467	3,556	55.0%
1985年	1,322	242	7,242	3,837	53.0%
1986年	1,411	269	9,256	4,578	49.5%
1987年	1,501	290	8,918	4,535	50.1%
1988年	1,638	307	9,143	4,393	48.0%
1989年	1,791	339	10,207	5,056	49.5%
1990年	1,953	365	10,421	4,771	45.8%
※ 1991年	2,081	386	11,383	5,067	44.5%

※：5月までの数値。

(出所) HMG, ECONOMIC SURVEY 1991-1992 より作成。

表14-13. トリブバン大学学生数

(単位：人)

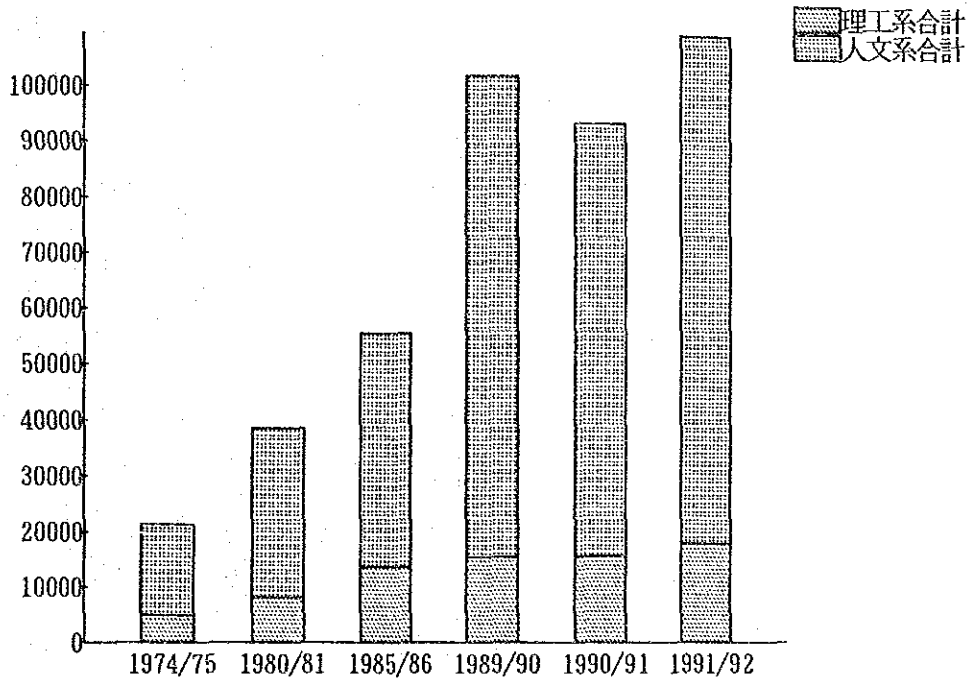
	1974/75	1980/81	1985/86	1989/90	1991/92
1. 工学部	765	1,504	2,180	1,831	1,937
2. 農学部	419	1,040	1,176	1,318	672
3. 医学部	1,149	1,293	1,385	1,540	1,713
4. 森林学部	215	277	489	577	564
5. 理学部	2,508	4,043	7,308	10,243	13,033
6. 法学部	284	2,066	4,907	7,109	6,697
7. 商学部	3,482	9,182	12,067	28,061	28,852
8. 教育学部	3,726	2,826	3,630	6,372	9,451
9. 社会・人文学部	8,643	15,715	20,880	45,149	46,567
10. サンスクリット学部	268	504	333	0	0
総 計	21,459	38,450	41,817	94,662	109,486

(出所) HMG, ECONOMIC SURVEY 1991-1992 より作成。

表14-14. トリプバン大学専攻分野別学生数の推移

(単位:人)

	1974/75	1980/81	1985/86	1989/90	1990/91	1991/92
理工系合計	5,056	8,157	13,612	15,509	15,686	17,919
人文系合計	16,403	30,293	41,943	86,621	78,067	91,567



(出所) HMG, ECONOMIC SURVEY 1991-1992 より作成。

表14-15. 開発区別・専攻別高等教育（大学）在籍者数 (単位：人)

区	専攻分野	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	87/88÷90/91 (%増減)
東 部 開 発 区	理工系 ⁽¹⁾	1,494	1,192	1,325	1,532	25.4%増
	法学・教育学系 ⁽²⁾	2,297	2,600	2,012	2,477	7.8%増
	人文系 ⁽³⁾	12,014	13,477	11,233	12,506	4.1%増
中 部 開 発 区	理工系	9,922	10,859	10,761	11,764	18.6%増
	法学・教育学系	6,172	6,883	5,963	7,722	25.1%増
	人文系	34,945	39,749	42,063	37,729	8.0%増
西 部 開 発 区	理工系	1,763	2,048	2,113	1,842	4.5%増
	法学・教育学系	2,404	2,896	3,241	3,576	48.6%増
	人文系	8,233	9,523	8,947	10,036	21.9%増
中 西 部 開 発 区	理工系	302	314	301	359	18.9%増
	法学・教育学系	578	375	798	1,069	85.0%増
	人文系	2,407	3,173	2,518	3,527	46.6%増
極 西 部 開 発 区	理工系	117	155	122	189	61.6%増
	法学・教育学系	—*	284	36	47	—
	人文系	708	1,134	167	170	76.0%減
全 国	理工系	13,598	14,568	14,622	15,686	15.4%増
	法学・教育学系	11,451	13,038	12,050	14,891	30.0%増
	人文系	58,307	67,056	64,928	63,968	9.7%増

* : 数値不明 注⁽¹⁾ 医学・科学・工学・農林畜産学専攻 注⁽²⁾ 専門職系

注⁽³⁾ 人文社会学、サンスクリット専攻

(出所) HMG, CBS, Nepal Statistical Pocket Book, 1992年版

p. 168 より作成。

表14-16. 成人教育に対する予算の推移 (1985年-1990年)

	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91
成人教育向け予算 (百万ルピー)	4.2	3.2	4.5	7.8	8.3	8.3
教育予算に占める成人教育 の割合 (%)	0.34	0.25	0.28	0.41	0.39	0.31
成人教育に対する外国援助 (百万ルピー)	1.6	N. A.	N. A.	3.3	1.8	2.8
成人教育に占める外国援助 の割合 (%)	38.1	N. A.	N. A.	42.3	21.7	33.7

(出所) HMG, Ministry of Education and Culture, The Basic and Primary Education Master Plan, 1991-2001, 1991 p. 321 より作成。

表14-17. 対象者別ノンフォーマル教育プログラム数 (1989年)

対象者	プログラム数
1. 女性	25
2. 地方の青少年	20
3. 若干の識字教育を受けた人	14
4. 学校中途退学者	13
5. 村落コミュニティ	9
6. 零細農民、農民	5
7. 僻地の農村	4
8. 障害者、障害児	4
9. ヘルスワーカー	3
10. 既婚の夫婦	2
11. ソーシャルワーカー	2
12. 職を持たないの地方の青少年	2
13. 孤児	1
14. 様々な社会組織の参加者	1
15. 教員	1
合計	98

(出所) UNESCO, World Education 1990年等より作成。

[参考文献]

- ・外務省 経済協力局 『我が国の政府開発援助』下巻 1992年版
- ・国際開発センター 『経済協力計画策定のための基礎調査－国別経済協力計画(ネパール)』 1992年3月
- ・ユネスコ編 『文化統計年鑑』1991年版
- ・国立教育研究所内国際教育協力援助研究会 『アジア太平洋諸国の国際協力・援助の実態と課題』1991年2月
- ・田中研一 『ネパールの教育に関する情報集』1989年
- ・UNICEF, 『世界子供白書』1991年～1993年
- ・World Bank, Nepal Republic Resource Management in a Resource-Scarce Economy, March, 1992
- ・UNICEF, AN ANALYSIS OF THE SITUATION OF GIRL CHILDREN IN NEPAL, 1991
- ・UNICEF, CHILDREN AND WOMEN OF NEPAL a Situation Analysis, 1992
- ・UNESCO, World Education Report, 1991年版
- ・UNDP, Human Development Report, 1992年版
- ・UNDP, Development Co-operation Nepal 1990 Report, Dec, 1991
- ・World Bank, World Development Report, 1990, 1992各年版
- ・HMG, Ministry of Education and Culture, The Basic and Primary Education Master Plan 1991-2001, July, 1991
- ・HMG, Economic Survey, 1992
- ・HMG, National Planning Commission, EIGHTH PLAN(1992-1997) Summary, July, 1992
- ・HMG, STATISTICAL POCKET BOOK, 1992

15. W I D

15. WID

佐藤由利子（タスクフォース）

15-1. ネパールの女性の現状

15-1-1. 南アジアおよび日本との男女の基本統計指標の比較

ネパールは、女性の平均余命が男性を下回る世界でも少数の国（現在2カ国、ネパールとバングラデシュ）の一つである。これは、ネパールにおける女性の生活の過酷さや社会的地位の低さを物語る指標の一つであるが、下表15-1に示した南アジア6カ国及び日本の女性に関する各種基本データの比較を通して、ネパールの女性の現状を考えてみたい。

まず出生時の平均余命であるが、生物学的にみれば女性の方が男性より長生きする傾向があり、例えば日本では男性の平均余命を100とした場合のに対する女性の平均余命の比率は108にもなっているが、ネパールでは98と世界で最も低い比率となっている。成人の識字率の男女比率を見ても、南アジア6カ国の中でネパールは女性の識字率が男性の34%と最も低い。小学校への就学率の男女差でも、ネパールは女子の就学率が男子の51%とパキスタンを抑えて最低であり、中学校への就学率の男女差では、ネパールはブータンに次いで世界第2位の低さである。妊産婦の死亡率ではブータンが世界一高い数字を示しているが、ネパールはそれに次ぐ。ちなみに日本の妊産婦死亡率に比べると、ネパールのそれは約75倍も高い。保健婦の付き添い出産比率は、バングラデシュ、ネパール、ブータンの3カ国が並んで一桁台の比率で、日本の100%、スリランカの94%と大きな格差がある。避妊法の普及率では、ブータンの2%とは隔たりがあるものの、ネパールの普及率は14%とパキスタンと共に未だ10%台である。南アジアは世界の最貧地帯の一つで、かつ女性の地位が低い地域として知られるが、ネパールはこの南アジアの中でも最も女性の地位が低く、社会的状況がきびしい国と位置付ける事ができる（表15-1）。

表15-1. 南アジアおよび日本の女性に関する基本データ

	出生時の平均余命 (男性に対する 比率) (%) (1991)	成人の識字率 (男性に対する 比率) (%) (1990)	就学率 (小学校) (男子に対する 比率) (%) (1986-1990)	就学率 (中学校) (男子に対する 比率) (%) (1986-1990)	妊産婦の死亡率 (出産10万人 当たり) (人) (1980-1990)	保健員付添のもと の出産の比率 (%) (1983-1990)	避妊法の普及率 (%) (1980-1992)
ネパール	98%	34%	51%	40%	830人	6%	14%
ブータン	103%	49%	65%	29%	1,310人	7%	2%
バングラデシュ	99%	47%	84%	48%	600人	40%	31%
パキスタン	100%	45%	55%	43%	500人	43%	12%
インド	101%	55%	73%	57%	400人	33%	43%
スリランカ	105%	90%	97%	107%	80人	94%	62%
日本	108%	100%	100%	103%	11人	100%	64%

(出所) UNICEF, 『世界子供白書1993』

15-1-2. 平均余命の男女格差とその背景

出生時の平均余命の男女別の個々の数字を見ると、男性の平均余命が 54.88歳であるのに対し、女性の平均余命は 53.52歳であり、男女ともに低い。前項で述べたように、生物学的にみれば男性より長生きするはずの女性の平均余命が男性より低く、不自然な数字となっている。この現象の裏には、どんな原因があるのだろうか。

まず原因の一つとして挙げられるのは、乳幼児死亡率の男女差である。1990年に発表された S. L. Singhの調査結果によれば、1971～1981年における男子の乳児死亡率（出生 1,000当たり、生後 1 年未満に死亡する数）が 144.5であるのに対し、女子のそれは 150.4、また、1975年の 5 歳未満幼児死亡率（出生 1,000当たり、出生時から満 5 才になるまでに死亡する確率）は、男子が 108であるのに対し女子が 133と、2 割以上高くなっている。これは、ヒンドゥー教の社会において、男の子が跡取り、親の老後の扶養者、葬式の際の喪主として誕生が期待され、大事に育てられるのに比較して、女子は嫁いで家から出てゆく者、持参金などの必要がある経済的負担として捉えられ、その誕生は余り喜ばれず、食事や医療のケアでも男子に差をつけて育てられる事にその原因があると推定されている⁽¹⁾。この傾向は、下表15-2の0～14歳までの男女の人口比較を見るとさらに明確となる。4歳以下の男子を1000とした時の女子の比率は 921、5～9歳ではこれが 908と下がり、10～14歳でも 914にすぎない。いかに男子に比べ女子の死亡率が高いかが示されている。また早婚（法定の女子の結婚年齢である16歳未満で結婚する女性）の割合は全体の40%に上ると見積もられているため⁽²⁾ 子供の出産数が増え、母体が疲弊する事、子育てや手間のかかる家事労働に加え、水や農作物の運搬を含む過重な農作業が女性の健康を蝕みがちな事も、この短い平均余命の一因となっていると言えよう（表15-2）。

表15-2. ネパールにおける0才から14才までの男女の人口比率（1990年推定値）

年齢層 (才)	女子 (人)	男子 (人)	合計 (人)	総人口に占める割合 (%)
0-4才	1,444,780	1,569,341	3,014,121	16.0%
5-9才	1,277,225	1,406,998	2,684,223	14.2%
10-14才	1,065,074	1,165,071	2,230,145	11.8%
合計	3,787,079	4,141,410	7,928,489	42.0%

(出所) UNICEF, *Children and Women of Nepal, A situation Analysis 1992*, P.41より作成)

15-1-3. 識字率、就学率

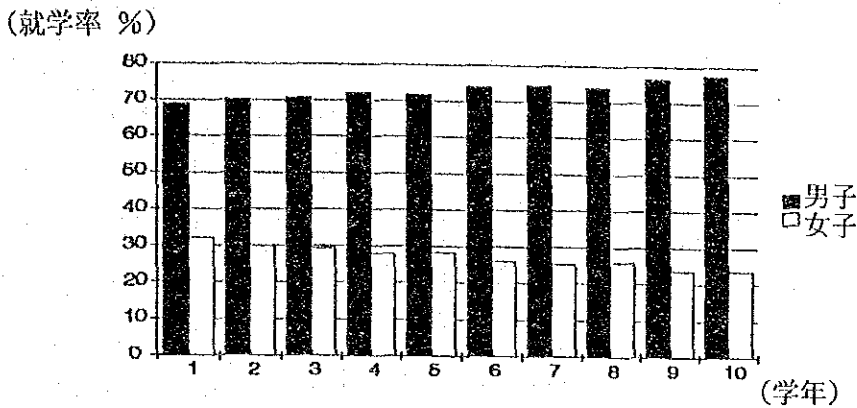
世界子供白書(UNICEF, 1993)によれば、1990年の成人の識字率は、男性38%に対して女性は13%である。しかしこの識字率も、近年大幅な改善を見ているのであって、1970年の同率が男性23%、女性3%であったのに比べれば、男性で165%、女性で433%の改善率を達成している。また、1986年～1990年の小学校就学率を見れば、男子84%に対して女子は43%と依然として女子の就学率が男子の半分程度である。これは前項15-1-1で述べたように、女子が家族の中で男子ほど尊ばれていない事(嫁にいく者には男子ほど教育投資をする価値がないという考え方)、また、農作業や家事労働の手伝い、弟妹の子守などの労働が男子よりも女子の肩にかかりがちなのが主な原因となっている。図15-1に示した、1学年から10学年までの男女の就学率のグラフを見ると、第1学年で男子の就学率が70%足らずなのに対し女子の就学率はやっと30%を超える程度と、この時点ですでに倍以上の開きがある。そして学年が上がるに従って、その差は広がるばかりである。

次に、就学率向上の妨げになっている子供の労働量について年齢別、学校通学者と非通学者別、また男女別にまとめた表15-3および図15-2を示す。これはRIDA (Research Input Development Associates)が1990年に8つの民族グループの400世帯を対象にして実施した生活時間帯調査に基づくデータであるが、まず通学、非通学を問わずほとんどの年齢グループにおいて女子が男子よりもよく働いている事、また年齢が高くなるにつれて労働量も増加する事が見てとれる。また、通学者と非通学者の間の労働時間の差も甚だしく、非通学者は通学者の倍から3倍も長く働いている(10～14歳の年齢層では非通学者グループは男女共に一日9時間半余りも働いており、15～16歳のグループでは女子の労働時間が10時間を超えている)。このことから、子供を学校に通学させることが、単に親にとって教育費(授業料や教科書代は原則として無償化されているが、文房具代や制服代がかかる)の負担となるだけでなく、子供によって担われている労働が大幅に減少するという機会費用の問題でもある事がわかる。

表15-3. 年齢別、男女別の子供の1日あたりの労働時間比較

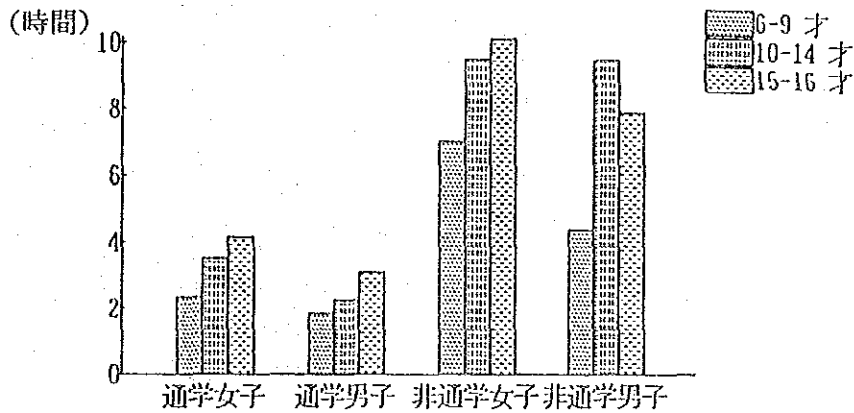
年齢層	学校通学者 (時間)		非通学者 (時間)	
	女子	男子	女子	男子
6～9才	2.32	1.82	7.04	4.39
10～14才	3.50	2.23	9.54	9.55
15～16才	4.13	3.11	10.13	7.92

図15-1. 第1学年から第10学年までの男女の就学率の格差



(出所) UNICEF, Children and Women of Nepal, A Situation Analysis 1992, P. 48

図15-2. 学校通学者、非通学者の男女別1日の労働時間



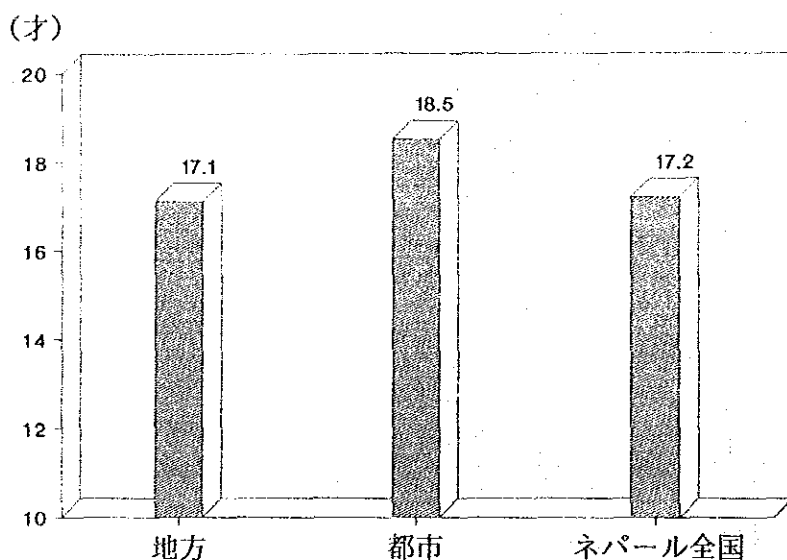
(出所) RIDA, The status of the Girl Child in Nepal, A Survey Report, December, 1990 Table 6. 6, P. 178

15-1-4. 結婚、出産

1963年に制定されたネパールの民法によれば、保護者の承認がある場合、女子は16歳、男子は18歳で結婚する事ができ、また、保護者の承認がなくとも、女子は18歳、男子は21歳に達していれば結婚が認められるとなっている。しかし実際は、下のグラフを見てわかるとおり、1981年のネパール統計局の統計によれば、女性の結婚年齢の全国平均は17.2歳であり、またテライ地域でのそれは15.2歳と特に低くなっており、法律にかかわらず低年齢婚が一般化している事が読みとれる。山岳や丘陵地域に比べてテライの女性の結婚年齢が低くなっている要因は、インドに隣接する同地域ではヒンドゥー文化の影響がより強く、結婚に際しての女性の処女性を非常に重んじ、初潮前の若い娘を結婚させる事が宗教的に徳と見なされるような文化的背景があるためと考えられる(ヒンドゥー教のマヌ法典には、30歳の男子は12歳の少女と、また24歳の男子は8歳の少女と結婚すべしと記されている)。このような低年齢婚は、女子の学校教育の中断と低年齢出産、また、生涯出産児数の増加

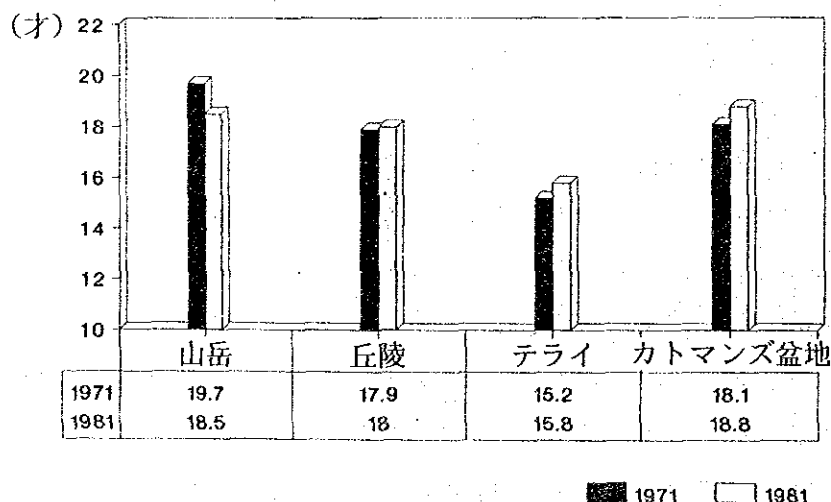
につながる（1989年のWHOの報告によれば、低年齢で出産した女性ほど出産間隔も短く、出産数も多くなる事が確認されている）。表15-1に掲げたように、避妊法の普及率14%、保健婦付き添い出産比率6%と言う現状の中、ネパールの女性の合計特殊出生率（出産年齢にある女性が生涯に出産する子供の数の平均）は5.8人であり、妊産婦の死亡は10万人当たり830人に上っている（UNICEF, 1991）。保健衛生知識の低さと出産数の多さ、また労働過重（農村女性の一日の労働時間は平均10.81時間と推定されている）⁽³⁾が女性の平均寿命の短さの要因となっていることには疑いが無い（図15-3、図15-4）。

図15-3. 居住地別女性の結婚年齢



(出所) UNICEF, HAMRA CHLIBETIHARU An Analysis of the Situation of Girl Children in Nepal, 1991. P. 51

図15-4. 山岳、丘陵、テライ、カトマンズ盆地別女性の結婚年齢（1971年、1981年）



(出所) UNICEF, HAMRA CHLIBETIHARU An Analysis of the Situation of Girl Children in Nepal, 1991. P. 51

15-2. ネパール政府のWID政策

1992年7月に発表されたネパールの第8次5カ年計画の第3部 Major National Development PoliciesにはWomen in Developmentという項目が含まれている。その内容としては、まず主要セクター（農業、林業、産業振興、保健、教育）の政策に女性の参加促進を取り入れた事、また制度整備（Institutional Arrangement）として女性が利用し易いように信用制度、技術普及や企業家トレーニング、マーケットサービスを整備する事が述べられている。また、政府系や民間部門での女性の雇用・登用促進、女性に不利となっている法律条例の改訂、性差別等の情報のモニターと文書化、女性施策のモニターと調整を行うための機構の形成などが挙げられている。

この女性施策のモニターと調整を行うための機構（National Machinery）については1990年の“Directory of National Machineries”（国連婦人の地位向上委員会発行）によれば一応 Women Services Co-ordination Committee（W S C C）がネパールのNational Machinery となっているが、national focal point（活動の中心となる国家機関）は労働社会福祉省の女性開発課（Women Development Division）が指定され、女性関係施策の実質的な調整や女性に関する統計等のとりまとめを行っている（ネパールのさまざまな部族の女性について紹介した“Women of Nepal”という冊子を1987年に編集・発行）。また地方開発省の女性開発課（Women Development Section）は農村地域の女性の支援のため、各郡にWomen Development Officer（W D O）を置き、さまざまな技術研修と小規模融資を結び付けた農村女性のためのプロジェクトの実施を行っている。

ネパール政府が現在までに実施してきた女性に対する主な支援事業をあげると、まず地方開発省の女性開発課（W D S）が1982年からUNICEFの援助を得て実施してきた「女性生業資金融資事業」（P C R W : Production Credit for Rural Women Project）が挙げられる。これは各郡のW D Oが村の女性を対象に農業技術や養鶏、家畜飼育、農産物加工などの研修を同じ郡の関連する技術の普及員等の協力を得て実施した後、その技術を活用して収入向上につながる生産活動を行いたいという低所得層の女性を集めてグループを組織し、グループの連帯保証により無担保の融資を商業銀行より受けられるようにする制度である。W D Oのきめ細かいフォローのあった地域では女性グループの多くが収入向上に成功し、融資の返済率も高く、草の根の女性の経済的自立に大変効果のあったプロジェクトといわれる。また、女性だけを対象としたものではないが、ネパール農業開発銀行（A D B N）が実施している小農開発計画（S F D P : Small Farmer Development Programme）も貧困層（年収1,200 ネパールルピー＝約 48 US\$ 以下）を対象とした融資事業で、地方の出先機関にグループ・オーガナイザー（G O）および女性グループ・オーガナイザー（W G O）を置き、それぞれ男性、女性の農民グループを組織した上で無担保の融資を行っている。UNICEFは1981年よりこの S F D P に協力し、特に融資グループを対象にした保健

衛生、栄養、飲料水等に関連した生活基本知識の普及と識字教育等を実施してきた。

また教育分野では、教育文化省の中に「女子教育プログラム事務局」という部署が設けられ、女子の就学率向上に取り組んでいる。その主な取り組みを紹介すると、1969年から女子教育機会均等プログラム (Equal Access for Women to Education) が実施され、特に辺境地域に力点を置いた女子の小学校就学率向上を目指す取り組みがなされた。1983年にはこのプログラムは「女子教育プログラム」(Education of Girls and Women) と名称を変え、一定の比率の女子が学校に通えるようにしたり、一定の比率の女子が小学校教師として登用され、トレーニングを受けられるようにした。1984年には極西部のセティ県開発計画の一環として Cheli Beti (ネパール語で女の子のための計画の意) と呼ばれる画期的な女子教育プログラムが導入された。これは、学校をドロップアウトした女子に1日2時間、9カ月間の教育プログラムを実施して基本的な識字および算数能力をつけさせるもので、フレックスタイム制をとったことで数多くの女子の教育に成功し、このプログラムは間もなく全国レベルで実施される事となった。またこの他、奨励計画 (Incentive Scheme) と呼ばれるプログラムでは、一定比率の小学校に通う女子にわずかな額 (月額25ネパールルピー=約1US\$) の奨学金を出したり、女子の就学率を上げる目的で女子教師の積極的な登用がなされたりした。また、ノンフォーマル教育プログラムでは全国に約100の教育センターを設置し、女子や女子のための識字教育を実施している。

15-3. 他のドナーによるWID関連援助

ネパールの女子教育および女子のための援助プログラムを最も熱心に実施している援助機関は UNICEF であるが、UNICEF のプログラムのいくつかは既に前項で取り上げたので、ここでは USAID とスイスの援助機関 S A T A による W I D 関連の援助を紹介することとしたい。

まず USAID では、1985年よりネパール教育文化省と協力して、女子教育アクセス改善計画 (Girls' Access to Education) を2年間にわたり実施した。これは辺境のミャグディおよびピュータンの2郡に30の女子教育センターを設置し、教育省の現地コーディネーターや平和部隊のボランティアの協力により地域の女子を教育リーダーとして養成し、学校に通っていない小学校就学年齢の児童に授業を実施したり、成人女子のための識字教室や母子保健、地域衛生などの講習会の開催などを行うもので、センターの運営費も当初はプロジェクトから支出するものの、徐々に村人自身が費用を出し、運営管理も行うことを目指していた。しかし村民自体へのセンターの運営の移管が計画通り進まなかったこと等によりこのプロジェクト自体は2年間の短期で終了し、ネパール政府の他の女子教育プログラムに吸収されていった。この他 USAID のプログラムで興味深いのは、アメリカおよび第三国 (インド等) で実施する研修への参加者の25%が女子となるよう枠を設けてい

ることである。ネパールのような女性の地位の低い国では、対象機関の中で研修の最適格者が女性である場合でも、男性が研修のチャンスを獲得してしまうケースがあるため、このような枠制は女性への研修の機会確保につながると思われる。

SATAがシンドゥーパルチョウク郡およびドラカ郡で1975年から1990年まで15年がかりで実施した丘陵総合開発プロジェクト（IHDP: Integrated Hill Development Project）では、住民参加型の地域開発という事を十分意識し、プロジェクトの計画、実施、評価に受益者である地域住民が参加できるよう配慮していたが、特に女性住民に対しては識字教室や、家庭菜園、編み物、縫製などの技術訓練、また母子保健、衛生や家族計画などの女性の意識向上プログラム(Consciousness Building Measures)の実施を通じ、地域の女性の社会的、経済的地位の向上を目指し、また識字教室の教師やコミュニティ・ヘルスワーカーとして女性を積極的に登用していた。WID-Integrated Projectの良い例といえるであろう。

(注)

- 1 : National Planning Commission, HMG & UNICEF, Children and Women of Nepal: A Situation Analysis 1992.
- 2 : National Planning Commission, HMG & UNICEF, 前掲書。
- 3 : UNICEF, 『世界子供白書 1993』

[参考文献]

- ・ UNICEF, 『世界子供白書 1993』表4. 教育指標、表7. 婦人指標
- ・ 蓮見順子「ネパールの民法に見る婚姻に関する規定」（『ネパール通信』, 日本ネパール協会, 1991年9月号） 14-15ページ。
- ・ 国際開発センター 『経済協力計画策定のための基礎調査—国別経済協力計画（ネパール）—』 1992年 103-114 ページ。
- ・ ユニセフ・カトマンズ 『環境、女性、子供そして持続的発展；事業提案書 1990-1991』
- ・ National Planning Commission, HMG & UNICEF, Children and Women of Nepal: A Situation Analysis 1992
- ・ National Planning Commission, HMG, Eighth Plan(1992-1997) Summary, カトマンズ, 1992年, 127ページ。
- ・ Swiss Association for Technical Assistance, Swiss technical cooperation in Nepal, カトマンズ, 1986年, 2-7ページ。
- ・ Programme of Cooperation between HMG and UNICEF, Plan of operations 1988-1992; Basic services for children and women in Nepal カトマンズ, 1992年

- Baer, Dagmar, Women's Participation in Off-Farm Income Activities: Current Opportunities and Possible Options in Nepal ,カトマンズ, International Centre for Integrated Mountain Development, 1990年
- Regional and Country Studies Branch, UNIDO, The Current and Prospective Contribution of Women to Nepal's Industrial Development , 1988年

16. 援助分析

16. 援助分析

川越マヤ (タスクフォース)

中村ゆかり (タスクフォース)

16-1. 対ネパール援助

16-1-1. 対ネパール援助の歴史的推移

ネパールへの外国援助は、王制復古がなされ、鎖国の解かれた、1951年に開始された。表16-1に示す通り、1950年代の主要援助国は、インドと米国であった。特に、インドとのかかわりは大きく、1956年より実施された第1次国家開発計画においては、インドの援助によりインドの指導のもとに、国内のインフラ整備がなされている。もうひとつの援助国である米国の援助は、共産中国の誕生に対する防共政策の意図のもとに実施されたと思われる。

1960年代は、中印紛争を契機として、中国とインドの狭間にあるというネパールの立地条件のため、インドと中国の援助競争が開始された時代であると言える。この時代には、インフラ整備と工業開発に重点をおいた第2次、及び第3次国家開発計画が実施されているが、インドはスノリ・ポカラ道路、東西ハイウェイ、中国はコダリ道路、スンコシ発電所に対する援助をそれぞれ行っている。

1970年代に入ると、国際状況の変化に伴い、ネパールは「平和地帯宣言」を行い、中・印等距離外交を目指す姿勢を示したことにより、援助における政治性は薄れ、援助に多くの国が参加できる環境ができたと共に、援助の内容も最貧国としてのネパールへの支援という方向に変化していった。

1980年代に入ってから、D A C諸国間では日本の援助の量的拡充が顕著である(表16-2)。その一方で、米国、英国の援助額はさほど増加せず、むしろ米国においては援助の重点が中近東の方に、英国においては重点がアフリカの方に移っている傾向が見られる。

16-1-2. ネパール援助の概況

(1) 援助内容の傾向

表16-3に見られるように、ネパールは国家開発を外国援助に依存してきており、その割合は年々増加し続け、現在では、開発支出のほぼ6割を外国援助に依存している。

1978年のUNCTAD第9回特別貿易開発理事会決議(TDB決議)により、債務返済が困難な国を救済するための措置を行い、特にLLDCについては原則として援助の無償化を進めていこうという努力がなされている。こうした状況の中で、米・英等のドナーが無償化を進めており、二国間援助における借款をほとんど増額していない為、1978年の決議以降、対ネパール二国間援助全体の中に占める日本の借款の割合は大きくなってきている(表16-4)。D A C諸国全体の対外援助の贈与比率は平均すると75%

表16-1. 対ネパール二国間援助額の推移 (1951/52~1990/91年)

(百万ルピー)

国家開発計画	年 度	総 額	インド	米 国	中 国	英 国	ソ 連	西 独	日 本	ス イ ス	その他	備 考
	1951/52 ~ 55/56	(95.0)	(70.0)	(25.0)	-	-	-	-	-	-	-	1947 イフ 独立 1949 中国革命 1951 王制復古 1955 国連加盟
第1次	1956/57	59.4	14.6	12.7	32.1	-	-	-	-	-	-	1959 ソ連・パル 援助協定
	1957/58	58.1	9.6	48.5	-	-	-	-	-	-	-	
	1958/59	35.1	17.1	18.0	-	-	-	-	-	-	-	
	1959/60	93.2	18.5	56.2	-	0.7	-	-	-	-	17.8	
	1960/61	125.1	22.4	87.0	-	3.0	8.5	-	-	-	4.2	
	1961/62	181.6	37.8	82.5	14.1	1.6	44.2	-	-	-	-	
第2次	1962/63	76.5	11.5	46.8	3.2	-	15.0	-	-	-	-	1962 中印紛争
	1963/64	165.9	34.0	74.4	14.7	-	33.4	-	-	-	9.4	
	1964/65	141.0	62.7	65.5	12.1	-	0.5	-	-	-	0.2	
第3次	1965/66	175.3	93.0	57.9	16.2	-	5.0	-	-	-	3.2	1965 第2次 印パ戦争
	1966/67	142.2	77.6	34.9	24.6	-	3.1	-	-	-	0.2	
	1967/68	158.1	95.9	32.2	26.2	0.2	1.2	-	-	-	0.5	
	1968/69	185.9	106.5	38.5	37.6	1.3	4.5	-	-	-	0.8	
	1969/70	243.7	139.5	43.7	48.5	5.1	2.7	-	-	-	2.4	
第4次	1970/71	270.7	125.4	59.7	47.2	17.4	5.0	-	-	-	18.3	1971 第3次 印パ戦争
	1971/72	227.3	103.6	48.0	53.2	17.0	-	-	-	-	0.5	
	1972/73	167.3	84.9	41.3	24.3	14.8	-	-	-	-	2.0	
	1973/74	214.0	123.8	29.7	33.6	-	-	-	-	-	26.9	
	1974/75	244.6	117.7	32.8	52.2	14.1	-	-	-	-	27.8	
第5次	1975/76	307.7	100.8	84.7	49.4	28.8	-	30.2	11.0	2.1	0.2	1975 平和地帯 宣言
	1976/77	344.8	115.0	42.8	105.9	35.4	-	13.5	18.3	1.8	6.1	
	1977/78	372.6	117.7	66.6	76.2	73.9	-	17.0	1.2	3.9	9.4	
	1978/79	457.4	121.4	34.7	40.3	114.4	-	27.6	28.6	34.0	26.9	
	1979/80	696.8	182.9	32.4	35.9	184.4	-	66.9	50.4	37.4	45.5	
第6次	1980/81	858.1	213.7	61.4	50.5	128.0	-	69.0	159.1	46.0	130.4	
	1981/82	909.5	241.7	118.2	25.4	152.3	-	39.5	142.1	74.5	138.8	
	1982/83	947.2	239.8	121.7	158.1	68.6	-	33.3	211.1	40.6	74.0	
	1983/84	983.2	210.8	138.5	124.8	69.3	-	50.1	264.7	54.1	71.5	
	1984/85	1156.3	156.3	180.4	96.7	71.2	-	87.4	190.7	58.7	314.9	
第7次	1985/86	1481.1	300.4	122.3	42.4	67.5	-	233.1	522.4	63.5	129.5	1988 イフ との通 過通商条 約失効 1989 イフは経 済封鎖
	1986/87	1078.3	105.1	115.1	55.2	116.8	-	57.8	382.8	42.6	202.9	
	1987/88	2261.6	N/A	N/A	N/A	N/A	-	N/A	N/A	N/A	N/A	
	1988/89	1707.7	N/A	N/A	N/A	N/A	-	N/A	N/A	N/A	N/A	
	1989/90	2553.9	N/A	N/A	N/A	N/A	-	N/A	N/A	N/A	N/A	
	1990/91	2939.9	N/A	N/A	N/A	N/A	-	N/A	N/A	N/A	N/A	1990 反体制民 主化運動 1991 新政権 成立 1991 条約更新

(出所) Poudyal, Sriram, "Foreign Aid in Nepal", 1982, P10-11

Narayan Khadka, FOREIGN AID, POVERTY AND STAGNATION IN NEPAL, 1991

アジア経済研究所『発展途上国構造改善のための円借款の効果的活用方策に関する研究報告書』(第二分冊)1989年

(注) 1951/52 ~ 1979/80 の数値は贈与のみ。

1980/81 ~ 1990/91 の数値はODA総額を示す。

表16-2. DAC諸国による二国間援助額 (主要ドナー別) の推移 (1970~1990年) (支出純額、百万ドル)

年	日	本	旧	西	独	英	米	国	ス	イ	ス	フ	ラ	ン	ス	そ	の	他
1970	0.2 (1.0)		1.0 (4.9)	1.0 (4.9)	1.0 (4.9)	17.0 (84.2)	0.2 (1.0)									0.8 (4.0)		
1971	0.6 (3.1)		1.6 (8.3)	1.6 (8.3)	4.3 (2.3)	10.0 (51.8)	0.5 (2.6)									2.3 (11.9)		
1972	0.8 (3.3)		3.2 (13.0)	3.2 (13.0)	5.6 (22.8)	13.0 (52.8)	0.4 (1.6)									1.6 (6.5)		
1973	1.3 (5.2)		4.9 (19.6)	4.9 (19.6)	5.4 (21.6)	10.0 (40.0)	0.8 (3.2)									2.6 (10.4)		
1974	1.7 (8.3)		2.5 (12.3)	2.5 (12.3)	7.2 (35.8)	6.0 (29.4)	1.2 (5.9)									1.8 (8.8)		
1975	2.7 (9.4)		10.2 (35.7)	10.2 (35.7)	4.9 (17.1)	7.0 (24.5)	2.1 (7.3)									1.7 (5.9)		
1976	2.7 (9.2)		4.3 (14.7)	4.3 (14.7)	3.0 (10.3)	15.0 (51.4)	2.0 (6.8)									2.2 (7.5)		
1977	4.7 (12.5)		4.9 (13.1)	4.9 (13.1)	7.3 (19.5)	10.0 (26.7)	3.7 (9.9)									6.9 (18.4)		
1978	9.5 (24.0)		8.1 (20.5)	8.1 (20.5)	8.3 (20.9)	4.0 (10.1)	4.3 (10.9)									5.1 (12.9)		
1979	19.7 (23.9)		17.1 (20.8)	17.1 (20.8)	23.5 (28.5)	5.0 (6.1)	5.5 (6.7)									11.6 (14.1)		
1980	24.3 (28.9)		18.8 (22.3)	18.8 (22.3)	15.6 (18.6)	8.0 (9.5)	8.1 (9.6)					0.3 (0.4)				8.9 (10.5)		
1981	33.1 (37.6)		6.0 (6.8)	6.0 (6.8)	6.0 (6.8)	12.0 (13.6)	9.7 (11.0)					0.2 (0.2)				21.0 (23.9)		
1982	35.2 (31.6)		8.0 (7.2)	8.0 (7.2)	16.6 (14.9)	19.0 (17.1)	11.8 (10.6)					3.2 (2.9)				17.6 (15.8)		
1983	28.3 (25.8)		17.2 (15.7)	17.2 (15.7)	11.0 (10.0)	22.0 (20.1)	10.7 (9.8)					2.0 (1.8)				18.3 (16.7)		
1984	28.5 (29.0)		10.3 (10.5)	10.3 (10.5)	11.3 (11.5)	22.0 (22.4)	8.0 (8.1)					2.5 (2.5)				15.8 (16.1)		
1985	50.7 (41.1)		10.6 (8.6)	10.6 (8.6)	12.4 (10.0)	21.0 (17.0)	10.4 (8.4)					1.8 (1.5)				16.6 (13.4)		
1986	68.1 (40.0)		23.8 (14.0)	23.8 (14.0)	14.4 (8.5)	17.0 (10.0)	9.1 (5.3)					3.5 (2.1)				34.3 (20.1)		
1987	76.8 (40.5)		26.6 (14.0)	26.6 (14.0)	16.3 (8.6)	20.0 (10.5)	9.7 (5.1)					2.2 (1.2)				38.0 (20.0)		
1988	62.4 (27.7)		67.6 (30.1)	67.6 (30.1)	19.1 (8.5)	15.0 (6.7)	12.8 (5.7)					5.5 (2.4)				42.5 (18.9)		
1989	77.4 (31.1)		38.5 (15.6)	38.5 (15.6)	28.2 (11.3)	14.0 (5.6)	19.5 (7.8)					17.6 (7.1)				53.7 (21.5)		
1990	55.2 (23.1)		35.0 (14.7)	35.0 (14.7)	25.8 (10.8)	17.0 (7.1)	16.0 (6.7)					34.0 (14.2)				55.8 (23.4)		

(出所) O.E.C.D., Geographical Distribution of Financial Flow to Developing Countries, 各年版より作成

(注) カッコ内は総額に占める各国の割合 (%)

下線はDAC諸国内でのトップドナー国

表16-3. ネパール国家歳出とそれに占める外国援助の割合 (1974/75 ~90/91)

(単位: 百万ルピー)

年 度	歳 出			
	総 額	通 常 支 出	開 発 支 出	
				外 国 援 助
1974/75	1513.7	546.5 (36.1)	967.2 (63.9)	386.8 (40.3)
1975/76	1913.3	674.5 (35.3)	1238.8 (64.7)	505.6 (40.8)
1976/77	2330.4	832.1 (35.7)	1498.3 (64.3)	556.9 (37.2)
1977/78	2674.9	866.9 (32.4)	1808.0 (67.6)	848.4 (46.9)
1978/79	3020.5	1041.7 (34.5)	1978.8 (65.5)	989.4 (50.0)
1979/80	3470.7	1162.1 (33.5)	2308.6 (66.5)	1340.5 (58.1)
1980/81	4092.3	1361.2 (33.3)	2731.1 (66.7)	1562.2 (57.2)
1981/82	5361.3	1634.4 (30.5)	3672.8 (68.5)	1723.2 (46.9)
1982/83	6979.2	1997.1 (28.6)	4982.1 (71.4)	2075.9 (41.7)
1983/84	7437.3	2273.5 (30.6)	5163.8 (69.4)	2547.5 (49.3)
1984/85	8394.8	2906.1 (34.6)	5488.7 (65.4)	2678.3 (54.3)
1985/86	9797.1	3584.0 (36.6)	6213.1 (63.4)	3674.0 (59.1)
1986/87	11513.2	4135.2 (35.9)	7378.0 (64.1)	3990.9 (54.1)
1987/88	14105.0	4677.0 (33.2)	9428.0 (66.8)	5892.6 (62.5)
1988/89	18005.0	5676.2 (31.5)	12328.8 (68.5)	7349.0 (59.6)
1989/90	19669.3	6671.8 (33.9)	12997.5 (66.1)	7935.0 (61.1)
1990/91	23549.8	7570.3 (32.1)	15979.5 (67.9)	8421.4 (52.7)

(出所) ECONOMIC SURVEY, FISCIAL YEAR 1991-92, Table 7.5より算出

(注) 通常支出、開発支出の項のカッコ内は総額に占める各支出の割合 (%)

外国援助の項のカッコ内は開発支出に占める外国援助の割合 (%)

である。対ネパール援助における贈与比率は89.1% (1989/90)であり、借款の比率が非常に低くなっていると言えよう。TDB決議の主旨自体は良いことであろうが、逆にそれが大きな資金フローを出しづらくさせている一面もあろう。

ネパールに対する援助全体に占める割合は、当初二国間援助がほとんどであったが、だんだんと国際機関の占める割合が大きくなってきており、1989年においては、二国間援助と国際機関による援助とほぼ同額になっている。1978年のUNCTADのTDB決議以来、二国間援助による借款供与が慎重になされるにつれ、特に国際金融機関である国際開発協会 (IDA) とアジア開発銀行 (ADB) の役割が非常に大きなものとなり、ネパールの資金需要に答える形で援助量を拡充していった。また、1986年にIMF・世銀の構造調整を受け入れ、IDAから構造調整支援借款を供与されたことにより、国際機関による借款は、ネパールにおいてさらに大きな比重を占めるものとなっている (表16-4、16-5、図16-1)。また、国際機関別では (表16-6)、1970年代においてはUNDPによる技術協力中心であった援助形態が、1980年代には、IDA、ADB等の金融機関による借款中心の援助に移行していった事実も見ることができる。

(2) 援助分野の傾向

ネパール開発支出の約6割が外国援助に依存していることから、重点援助分野はネパールの国家開発計画の重点分野、政策を反映していると思われる。表16-7のネパールの国家開発計画中の開発総支出配分 (予算) によると、第1次から第3次まではインフラ整備による国造りを目標とし、第4次以降では、直接生産性の上がる農業分野に重点をおいている。顕著なのは、第6次以降、学校、保健医療等を中心とした社会サービスに重点が移っていることである。表16-8には開発支出 (実績) が示してある。

次に、表16-9に外国援助がどの分野に支出されたかを示した。基本的にはネパール側の重点分野に沿った形になっているが、技術力や大規模な資金が必要なことより、インフラ部門に使用される比率が高い傾向にある。

(3) 債務状況

ネパールの最近の債務返済比率の推移を見ると (表16-10)、1989年、1990年に急増していることがわかる。これは、インドの経済制裁によって外貨収入が減ったための一時的な増加と見ることもできるが、政治的、経済的にインドに依存せざるを得ない脆弱な経済構造を改めて認識させられる。世銀によると、ネパールの債務は譲許性の高い借款であり、大きな問題ではないと言われているが、今後の債務総額の伸びに見合うだけの外貨収入を得られるかどうかは大きな問題であり、将来にわたって債務返済比率を見守っていくことが必要であろう。

表16-4. DAC諸国による対ネパール二国間援助実績 (1970~1990年)

(支出純額、単位：百万ドル)

年	総額	贈与		借 款		日本の実績
		無償資金協力	技術協力			
1970	20.2	15.8 (78.2)	5.0 (24.8)	-0.5 (-2.5)		-
1971	19.3	8.7 (45.6)	7.5 (38.9)	3.0 (15.5)		-
1972	24.6	15.0 (60.6)	6.3 (25.6)	3.4 (13.8)		0.1
1973	25.0	14.7 (58.4)	8.2 (33.0)	2.2 (8.8)		0.1
1974	20.4	10.3 (50.1)	9.1 (44.6)	1.1 (5.4)		0.1
1975	28.6	9.3 (32.9)	16.5 (57.7)	2.7 (9.4)		0.8
1976	29.2	15.5 (53.1)	12.1 (41.4)	1.6 (5.5)		-0.1
1977	37.5	23.9 (63.7)	14.8 (39.5)	-1.2 (-3.2)		-0.1
1978	39.6	20.4 (51.5)	20.1 (50.8)	-0.9 (-2.3)		0.5
1979	82.4	47.0 (57.0)	22.5 (27.3)	12.9 (15.7)		5.4
1980	84.0	63.2 (75.2)	32.1 (38.2)	-11.3 (-13.4)		4.0
1981	88.0	53.3 (60.6)	31.3 (35.5)	3.4 (3.9)		3.7
1982	111.4	68.2 (61.3)	40.6 (36.4)	2.6 (2.3)		2.9
1983	109.5	58.5 (53.4)	45.4 (41.5)	5.6 (5.1)		3.6
1984	98.4	44.4 (45.1)	46.3 (47.1)	7.7 (7.8)		7.0
1985	123.5	67.4 (54.6)	45.4 (36.8)	10.7 (8.6)		9.6
1986	170.2	97.1 (57.1)	52.9 (31.1)	20.2 (11.8)		14.4
1987	189.6	119.5 (63.0)	57.5 (30.3)	12.6 (6.6)		12.0
1988	224.9	144.3 (64.2)	70.3 (31.2)	10.3 (4.6)		6.4
1989	248.9	157.0 (63.1)	64.8 (26.0)	27.1 (10.9)		20.6
1990	238.8	128.7 (53.9)	69.6 (29.1)	40.5 (17.0)		8.0

(出所) OECD, Geographical Distribution of Financial Flows to Developing Countries

各年版より算出

(注) カッコ内は、総額に占める各形態の割合 (%)

表16-5. 国際機関による対ネパール援助実績 (1970~1990年)

(支出純額、単位：百万ドル)

年	総額	贈与		借 款
		無償資金協力	技術協力	
1970	3.3	0.2 (6.1)	2.9 (87.9)	0.2 (6.1)
1971	4.7	0.1 (2.1)	3.4 (72.3)	1.2 (25.5)
1972	5.5	0.2 (3.6)	4.0 (72.7)	1.3 (23.6)
1973	10.3	1.6 (15.5)	4.3 (41.7)	4.4 (42.7)
1974	11.8	2.3 (19.5)	4.9 (41.5)	4.6 (39.0)
1975	16.8	2.7 (16.1)	8.1 (48.2)	6.0 (35.7)
1976	20.9	2.2 (10.5)	8.4 (40.2)	10.3 (49.3)
1977	38.0	2.3 (6.1)	12.4 (32.6)	23.3 (61.3)
1978	35.5	3.0 (8.4)	10.6 (29.9)	21.9 (61.7)
1979	50.9	4.5 (8.8)	15.6 (30.6)	30.8 (60.5)
1980	72.2	5.5 (21.5)	18.4 (25.5)	38.3 (53.0)
1981	83.8	0.7 (12.8)	21.4 (25.5)	51.7 (61.7)
1982	89.2	6.5 (7.3)	23.3 (23.3)	59.4 (66.6)
1983	92.2	3.8 (15.0)	22.5 (24.4)	55.9 (60.6)
1984	100.8	9.5 (9.4)	22.0 (21.8)	69.3 (68.8)
1985	114.3	0.1 (8.8)	25.0 (21.9)	79.3 (69.3)
1986	126.5	1.1 (8.8)	21.8 (17.1)	93.8 (74.1)
1987	153.6	1.2 (7.3)	27.3 (17.8)	115.1 (74.9)
1988	169.9	2.8 (7.5)	29.9 (17.7)	127.1 (74.8)
1989	242.9	3.4 (5.5)	36.7 (15.1)	192.0 (79.0)
1990	187.6	12.8 (5.5)	38.4 (20.5)	135.2 (72.1)

(出所) OECD, Geographical Distribution of Financial Flows to Developing Countries 各年版により算出

(注) カッコ内は、総額に占める各形態の割合 (%)

表16-6. 国際機関（主要ドナー別）による対ネパール援助実績（1970～1990年）

（支出純額、単位：百万ドル）

年	総額	IDA	ADB	UNDP	その他
1970	3.3	0.1 (3.0)	0.1 (3.0)	3.1 * (94.0)	0 (0)
1971	4.7	0.2 (4.3)	1.0 (21.3)	3.5 * (74.4)	0 (0)
1972	5.5	0.1 (1.8)	1.2 (21.8)	4.2 * (76.4)	0 (0)
1973	10.3	1.5 (14.4)	2.9 (28.8)	5.5 * (53.4)	0.4 (3.9)
1974	11.8	1.2 (9.2)	3.4 (35.4)	7.2 * (61.0)	0 (0)
1975	16.8	2.3 (13.5)	3.7 (22.9)	10.4 * (61.9)	0.4 (2.4)
1976	20.9	3.8 (18.4)	6.6 (30.9)	10.5 * (50.2)	0 (0)
1977	38.0	12.2 (32.1)	6.4 (16.8)	5.8 (15.3)	13.6 (35.8)
1978	35.5	11.0 (31.0)	5.5 (15.5)	6.1 (17.2)	12.9 (36.3)
1979	50.9	18.6 (36.5)	6.8 (13.4)	8.1 (15.9)	17.4 (34.2)
1980	72.2	25.0 (34.6)	9.2 (12.7)	8.3 (11.5)	29.8 (41.3)
1981	83.8	32.8 (39.1)	14.3 (17.1)	11.4 (13.6)	25.3 (30.2)
1982	89.2	33.5 (37.6)	19.6 (22.0)	12.6 (14.1)	23.5 (26.3)
1983	92.2	30.4 (33.0)	23.1 (25.1)	10.8 (11.7)	27.9 (30.3)
1984	100.8	29.3 (29.1)	36.6 (36.3)	11.0 (10.9)	23.9 (23.7)
1985	114.3	32.5 (28.4)	42.3 (37.0)	12.1 (10.6)	27.4 (24.0)
1986	126.5	54.0 (42.6)	34.8 (27.5)	12.0 (9.5)	25.9 (20.5)
1987	153.6	78.4 (51.0)	27.8 (18.1)	13.5 (8.8)	33.9 (22.1)
1988	169.9	82.0 (48.3)	41.7 (24.5)	18.0 (10.6)	28.2 (16.6)
1989	242.9	107.0 (44.2)	82.7 (34.2)	20.9 (8.6)	32.3 (13.3)
1990	187.6	65.0 (34.6)	65.7 (35.0)	22.8 (12.2)	34.1 (18.2)

（出所）OECD, Geographical Distribution of Financial Flows to Developing Countries

各年版より作成

（注）カッコ内は、総額に占める各機関の割合（%）

*はUNDPを含む諸国連機関の合計額を表す

表16-7. ネパール国家開発計画・開発総支出の配分 (予算)

(単位: 百万ルピー)

優先順位	第3次5ヶ年計画 (65/66~69/70)	第4次5ヶ年計画 (70/71~74/75)	第5次5ヶ年計画 (75/76~79/80)	第6次5ヶ年計画 (80/81~84/85)	第7次5ヶ年計画 (85/86~89/90)	第8次5ヶ年計画 (92/93~96/97)
1位	運輸・通信・電力 931.0 (37.2)	運輸・通信 1252.0 (35.4)	農業・灌漑・林業 397.08 (34.8)	農業・灌漑・林業 10570 (31.1)	農業・灌漑・林業 17280 (34.3)	社会サービス 42411 (35.0)
2位	農業・灌漑 647.0 (25.9)	農業・灌漑・林業・ その他 1171.8 (33.0)	運輸・通信 338.54 (29.7)	商・工業・電力 8810 (26.0)	社会サービス 15030 (29.8)	農業 31505 (26.0)
3位	工業 437.0 (17.5)	商・鉱・工業・電力 720.0 (20.3)	商・工業・電力 104.04 (17.9)	社会サービス 8690 (25.6)	鉱・工業・電力 10840 (21.5)	電力 23023 (19.0)
4位	社会サービス 414.5 (16.6)	社会サービス 381.5 (10.8)	社会サービス 200.74 (17.6)	運輸・通信 5870 (17.3)	運輸・通信 7260 (14.4)	運輸・通信 20599 (17.0)
5位	その他 70.0 (2.8)	その他 14.7 (0.4)				工業 2423 (2.0)
6位						商業、レストラン 1212 (1.0)
合計	2500.0 (100)	3540.0 (100)	1140.40 (100)	33940 (100)	51410 (100)	121173 (100)

(出所) ネパール王国国家開発計画、各次版より作成
(注) カッコ内は合計額に占める各セクターの割合 (%)

表16-8. ネパール開発支出 (実績)

(百万ルピー)

	75/76~79/80 (第5次計画期)	80/81~84/85 (第6次計画期)	85/86~89/90 (第7次計画期)
一般行政	5.6 (0.1)	36.4 (0.2)	102.4 (0.2)
計画・統計	28.4 (0.3)	85.2 (0.4)	34.8 (0.1)
農業・灌漑・林業	2245.8 (25.4)	6293.2 (28.5)	12814.5 (26.5)
農業	928.6 (10.5)	2644.3 (12.0)	4666.5 (9.7)
灌漑	826.6 (9.4)	2332.7 (10.6)	5376.2 (11.1)
林業	319.1 (3.6)	1027.7 (4.6)	351.6 (0.7)
その他	171.5 (1.9)	288.5 (1.3)	2420.2 (5.0)
運輸・電力・通信	3542.1 (40.1)	6795.8 (30.8)	15906.7 (32.9)
運輸	2368.4 (26.8)	3817.3 (17.3)	6365.0 (13.2)
電力	1098.4 (12.4)	2636.6 (11.9)	8290.3 (17.1)
通信	75.3 (0.9)	341.9 (1.5)	1251.4 (2.6)
工業・鉱業	563.6 (6.4)	176.1 (8.0)	2981.8 (6.2)
商業・その他	89.3 (1.0)	293.6 (1.3)	1074.2 (2.2)
社会サービス	2183.4 (24.7)	6167.3 (27.9)	13445.9 (27.8)
教育	1021.7 (11.6)	2625.2 (11.9)	6081.3 (12.6)
保健医療	452.9 (5.1)	921.4 (4.2)	1960.1 (4.0)
飲料水	259.6 (2.9)	845.1 (3.8)	1819.4 (3.8)
その他	449.2 (5.1)	1775.3 (8.0)	3585.1 (7.4)
その他	174.2 (2.0)	660.2 (3.0)	1979.3 (4.1)
合計	8832.4 (100)	22092.5 (100)	48345.5 (100)

(出所) ECONOMIC SURVEY, FISCAL YEAR 1990-91より算出

(注) カッコ内は合計額に占める各項目の割合 (%)

表16-9. 外国援助のセクター別支出配分 (実績) (百万ルピー)

	75/76~79/80 (第5次計画期)	80/81~84/85 (第6次計画期)	85/86~89/90 (第7次計画期)
農業・灌漑・林業	819.9 (19.3)	3186.2 (30.1)	6529.2 (27.3)
農業	356.2 (8.4)	1337.6 (12.6)	2593.5 (10.8)
灌漑	361.3 (8.5)	1404.0 (13.3)	3132.5 (13.0)
林業	85.1 (2.0)	431.8 (4.1)	793.1 (3.3)
その他	17.3 (0.4)	13.4 (0.1)	10.1 (0.1)
運輸・電力・通信	2489.2 (58.7)	4253.2 (40.2)	11387.7 (47.3)
運輸	1562.1 (36.8)	1949.0 (18.4)	3122.8 (13.0)
電力	870.8 (20.5)	1981.7 (18.7)	7031.3 (29.3)
通信	56.3 (1.3)	322.5 (3.1)	1233.5 (5.0)
工業・商業	330.2 (7.8)	1111.5 (10.5)	1752.5 (7.3)
社会サービス	582.7 (13.7)	1962.4 (18.5)	4114.9 (17.2)
教育	104.5 (2.5)	516.9 (4.9)	998.4 (4.2)
保健医療	184.0 (4.3)	480.4 (4.5)	844.0 (3.5)
飲料水	120.9 (2.8)	331.4 (3.1)	747.1 (3.1)
その他	173.3 (4.1)	633.7 (6.0)	1525.4 (6.4)
その他	19.1 (0.5)	71.3 (0.7)	223.2 (0.9)
合計	4241.1 (100)	10585.2 (100)	24007.5 (100)

(出所) ECONOMIC SURVEY, FISCAL YEAR 1990-91より算出

(注) カッコ内は合計額に占める各項目の割合 (%)

表16-10. 債務返済比率の推移 (百万ドル)

	1982	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
債務返済比率 (%)	6.1	7.6	8.7	10.3	12.0	15.5	17.7	13.6
公的債務支払額	18	23	29	36	49	63	71	65
利子返済額	10	10	13	18	24	29	29	30
経常外貨収入	293	307	333	355	404	407	403	478
外貨準備高	268	106	146	251	283	276	354	451

(出所) The World Bank, WORLD DBBT TABLES, 1992-93

(注) 債務返済比率 = 公的債務支払額 ÷ 経常外貨収入 × 100

(4) 対ネパール援助協議

ネパール援助の増大に伴い、援助国・機関間の調整が必要になってくる。1976年、世界銀行の提唱で、ネパール援助グループが結成された。メンバー国は、オーストリア、カナダ、フランス、旧西ドイツ、日本、スイス、英国、アメリカ、ADB、IDA、IMF及び国際連合グループなどである。ネパールへの援助の3分の2以上が、このメンバーによって行われている。中国・インドはこの援助グループには参加していない。

近年では、1986年、1987年、1988年、1990年に開かれている。1990年10月23日開催の会議では、ネパールが民主主義体制を維持することを条件として、1990・1991年度の両年度に10億米ドルの資金援助を行うことが決定された。また、早急に解決しなくてはならない問題として、マクロ経済の安定化、構造調整の継続、国内プログラムの見直し、貧困緩和政策などが指摘された。その他、環境保護、水力発電開発、女性の経済的地位向上、民間部門での企業家の育成についても、重点的に討議された。

16-2. 国際機関による援助

16-2-1. IDA

世銀グループの中では、IDA (International Development Association、国際開発協会) がネパールに対して融資をしてきた。IDAは、世界銀行が健全な銀行運営の立場から十分成し得なかった、開発途上国に対する緩和された条件による開発援助を供与することのできる機関として、1960年に設立された。IDAの融資は、通常の貸し付け条件よりも、弾力的かつ国際収支に対する負担が軽い条件で融資を行うことを目的としている。融資は、所得水準、対外債務返済能力からみて、世銀その他の機関から通常の条件で融資を受けることができないと認められる加盟国に対してのみ供与される。融資条件は、無利子(手数料年0.35%)、期間50年である。

IDAは、ネパールに対する最大の援助機関である。IDAの援助額の推移は、表16-6に示す通りで、国際機関援助のほぼ半分を占めるに至っている。

IDAはネパールに対して1969年に、融資を開始した。援助開始当初は、高速道路、発電所、通信設備などのインフラストラクチャーの改善が中心であった。80年代に入ってから、遅れた農業部門への援助が主になってきた。具体的なプロジェクトは、表16-11の通りである。

世銀グループは、ネパールの開発の制約要因として、困難な地勢、不十分なインフラストラクチャー、森林伐採や土地の侵食が引き起こす自然環境の悪化、行政・財政計画両面にわたる脆弱性等をこれまで何度も指摘してきた。そのような問題に対処するために、灌漑施設建設や発電所建設による水資源利用、種子・肥料などを提供する農村開発、森林管理などの分野に重点的に援助を行ってきたわけである(表16-12)。

表16-11. IDAの対ネパール援助プロジェクト一覧 (1985/86 ~1991/92 年)

(百万ドル)

年 度	プ ロ ジ ェ ク ト 名	コミット 総 額	協 調 融 資 機 関
1985/86	* 灌漑排水 ナラヤニ地区の灌漑システムを改革し、 乾期の農業生産の増加、モンスーンによる 収穫リスクの低下を支援	24.5	SDC (7.5)
	* 工業 効率的な工業の開発、輸出拡大、生産・輸 出収入の増進、及び小規模・家内工業の雇 用の増大を支援	10.0	UNDP (1.8)
1986/87	* 灌漑排水 農業生産・所得を増大させるため、灌漑の 復旧及び改善を支援	40.0	
	* 地域開発 ネパールの中心的開発地域における農村開 発プロジェクトを支援	19.1	
	* 構造調整 規制の縮小、国内及び外国資金利用の促進 及び投資の増大と経済成長を支援	50.0	
1987/88	* 灌漑排水 公共灌漑システムの拡大と管理改善、灌漑 の建設・修復、及び農業生産・所得の向上 を支援	41.3	
	* 水力発電 大規模水力発電プロジェクトのコンサルタ ント・サービスの資金を援助	14.4	Kfw (5.3)
	* 道路 洪水被災道路及び付帯設備の復旧、再建更 新を支援	15.5	UNDP (0.5)

年 度	プ ロ ジ ェ ク ト 名	コミット 総 額	協 調 融 資 機 関
1988/89	*林業 森林資源の保護と拡充を図る森林管理制度 を支援	30.5	DANIDA (6.9)、 UNDP (0.5)
	*学校 地震で被災した学校の再建、修復を支援	22.8	
	*エンジニアリング教育 エンジニアリング研究所 (IOE) の新設 と修復を支援	11.4	SDC(8.5)、CIDA (4.0)
	*第2次構造調整 持続的経済成長の加速を図る、第2次構造 調整プログラムを支援	60.0	Kfw (5.0)
	*道路 バサントプールからアルンⅢ発電所現場ま での搬入道路の建設を支援	32.8	
	*地方自治体 町村自治体の開発の支援、及び地震被災住 宅の再建、建築基準の改善を支援	41.5	UNDP(5.1)、GTZ(1.7)
1989/90	*灌漑排水 中南部の灌漑を拡大し、農業生産・所得の 向上、灌漑開発の民営化を支援	47.2	
1990/91	*上水道整備 都市圏の上水道施設の、リハビリテーショ ンと拡張。	60.0	UNDP(3.4)
1991/92	*電力部門効率化プロジェクト 保守・操作の技術水準向上と既施設の能 力向上により、電力供給能力を向上させる	65.0	NDF(55.4)、 France(5.1)、 Germany(4.2)
	*基礎、初等教育プロジェクト 初等教育の質の向上と、教育を受ける機会 を増大させることを目標とする。	30.6	AsDB(20.2)、Japan(15) UNICEF(10.8)、Denmark (10)、UNDP(7)
	*第5次通信プロジェクト 電話通信用機材の供与及び、技術協力	55.0	Denmark(18)、Finland (11)、Japan(8.5)

(出所) 世界銀行『世界銀行年次報告』1986、1987、1988、1989、1990、1991、1992各年版

表16-12. IDAの対ネパールセクター別支出実績 (1991年)

(千ドル)

セクター	支出額
行財政計画	20,363 (33.8)
天然資源	14,109 (23.4)
人的資源開発	4,466 (7.4)
農・林・水産業	4,139 (6.9)
地域開発	324 (0.5)
工業	2,310 (3.8)
エネルギー	8,920 (14.8)
運輸	5,634 (9.3)
通信	1,997 (3.3)
合計	60,265 (100.0)

(出所) UNDP, DEVELOPMENT CO-OPERATION NEPAL

1990 REPORT, DEC. 1991

表16-13. ADBの対ネパールセクター別借款実績 (1990・12・31現在、累計)

(百万米ドル)

部門	件数	金額
農業・農業関連工業	39	539.20 (54.7)
運輸・通信	10	185.90 (18.9)
エネルギー	10	157.66 (16.0)
鉱工業	4	54.55 (5.5)
教育	3	24.00 (2.4)
都市開発・給水・衛生管理	2	24.00 (2.4)
合計	68	985.31 (100.0)

(出所) ADB, Asian Development Bank Annual Report, 1990

(注) カッコ内は構成比 (%)

80年代後半の変化で重要なのは、1986年に構造調整プログラムが勧告されたことであり、1987年と1989年の二回にわたり構造調整のための融資がなされている。構造調整の目標として、1. マクロ経済の安定化、2. 資源動員の促進、3. 投資効果の増大、4. 国営企業の操業の改善、5. 私企業活動の改善の5点が挙げられている。

16-2-2. ADB

ADB (Asian Development Bank、アジア開発銀行) の対ネパール援助は、1970年に始められた。援助額は増大を続け(表16-6)、1989年には、対ネパール第二の援助供与機関となっている。1990年末までの累計額では約9億8,530万ドルの借款をネパールに対して行っている(表16-13)。

ADBは1988年に実施戦略(Bank's operational strategy)を設定し、現在も継続して適用中である。ADBの基本戦略はネパールの経済成長は現状では農業に依存せざるを得ないという認識のもと、農業分野に投資し、生産性拡大を図ることに目標を特化している。しかし、長期的に見ると持続的発展のためには農業のみならず、工業の振興も不可欠であるため、投資環境の整備等、主として政策的、制度的基盤整備のための協力も実施している(表16-14)。

アジア開発銀行の対ネパール援助の重点課題は、①農業の生産性向上と成長率の増加、②農業生産を脅かす生態変化の防止、③特に民間企業育成による工業振興、④経済、社会インフラの整備、の4点である。重点課題に挙げられている環境保全、インフラ整備も、農業の生産性向上に資することを主な目的としている。

16-2-3. UNDP

UNDP (United Nations Development Programme、国連開発計画) は、国連システムの技術協力のための中心的資金供与機関である。ネパールに対しては、国際機関の中ではIDA、ADBに次ぐ金額を供与している(表16-6)。

援助の実施に際しては、国別プログラム(Country Programme)が作成される。ネパールの国別プログラムは、ネパール国家開発計画に期間を合わせ、第4次開発計画と第1次国別プログラム、第5次開発計画と第2次国別プログラム、第6次開発計画と第3次国別プログラム、第7次開発計画と第4次国別プログラムという様に対応している。援助内容はネパール政府と協議の上、若干の例外を除いて、ほぼ開発計画に沿ったものになっている。

第8次国家開発計画に対応して、第5次国別プログラム(1992.1~1996.12)が設定された。ネパール側の国家開発計画とUNDPの比較優位分野、地球規模の問題意識を兼ね合わせた上で、A. 人材開発と貧困緩和、B. 環境保全という二つのテーマに焦点が絞込まれ、このテーマのもと貧困層の生活状況改善と新民主主体制のもとでの効率的行政という主要目標にそった5つのプログラムが設定されている(表16-15)。

表16-14. ADBの対ネパール借款一覧(1985~1990年)

(百万米ドル)

年 度	案 件 名	コミットメント 総額	協 調 融 資 機 関
1985	第2次畜産開発	14.00	UNDP (1.6)
	セティ県農村開発	20.00	
	綿花生産開発	14.00	UNDP (1.4)
	第3次農林基本計画	10.00	UNDP (0.32)
1986	第2次水産養殖開発	11.00	UNDP (0.96) IFAD (5.00)
	トリブバン国際空港建設	10.25	
	道路改良プロジェクト	30.00	OECD 基金(4.00)
1987	第5次農業信用供与	24.00	UNDP (0.20)
	東ラプチ灌漑	30.40	
	丘陵地果実開発	11.79	UNDP (1.04)
	ネパール製紙工場建設	25.10	
1988	灌漑部門援助	36.30	
	農業開発計画	55.00	
	第2次トリブバン国際空港建設	8.00	
1989	第2次給水部門	14.40	
	第2次農作物開発計画	11.40	
	技術教育および職業訓練	11.80	OPEC 基金(2.5) スイス (5.6)
	第2次道路改良プロジェクト	50.00	
	石油供給特別援助	31.50	
	ジョイチ紡績工場	3.00	
	1990	第7次電力	64.00
森林部門プログラム	100.00		
第3次小農開発	45.20		
	ゴラカリ・ゴム・ウジョッグ工場	23.04	

(出所) ADB, Asian Development Bank Annual Report 1985, 1986, 1987, 1988, 1989, 1990 年

表16-15. 第5次国別プログラムにおける重点分野と予算配分

(千ドル)

重 点 分 野	予 算 配 分
A. 人材開発と貧困緩和	
1. 開発行政と管理	13,181 (18)
2. 収入・雇用創出のための 生産部門強化	21,239 (29)
3. 貧困層への基本的サービ スの提供	20,832 (28)
B. 環境保全	
4. 自然資源の保護と管理	8,788 (12)
5. 都市開発と公害管理	2,197 (3)
その他	7,000 (10)
合 計	73,237 (100)

(出所) UNDP資料より

(注) カッコ内は構成比 (%)

表16-16. UNDP国別プログラムにおけるセクター別支出配分

(%)

	第1次国別 プログラム (72~75中)	第2次国別 プログラム (75中~80中)	第3次国別 プログラム (80中~85)	第4次国別 プログラム (86~90)
農業・林業	41	45	38	40
工業・商業	2	20	23	15
運輸・通信	33	18	16	15
社会サービス	22	12	15	13
そ の 他	2	5	8	17

(注) 第4次国別プログラムのみ予定額、他は実施額

(出所) UNDP, Report of the Nepal Country Evaluation Study, Revised edition,

Apr. 1987より

セクター別支出配分をみると（表16-16）、運輸・通信部門にあまり際立った重点が置かれていないことが特徴的である。これは、二国間援助のほとんどが運輸・通信部門に重点を置いているため、UNDPとしては重視する必要性を認めないと説明されている。また、ネパールの開発において最大の問題は、ネパール側の援助吸収能力が低いことであるという認識から、行政管理・政策策定能力開発に関する種々のプロジェクトが、第4次国別プログラム期から始められている（表16-17）。

各援助機関が援助実施の前段階で、UNDPに調査を依頼することが過去に多かったため、援助調整活動も、重要な役割のひとつであり、現在、①マクロレベル援助調整会議、②部門別援助調整会議、③援助国・機関調整会議（ネパール政府は不参加）、④国連関連機関援助調整会議を実施している。

表16-17. UNDPによる対ネパール援助一覧（抜粋）
（百万ドル）

期 間	案 件 名	サイト	コミットメント 総額
1979～1988	国立コンピューターセンターの拡充	全 国	2.4
1981～1990	水力発電部門の人材養成（奨学金制度）	全 国	2.9
1981～1988	民間航空部門の強化Ⅱ	全 国	3.0
1981～1989	電子工学・冷凍機器等のエンジニアリング研修制度の設立	全 国	2.4
1982～1990	I D A 資金による第二次教育プロジェクトに対する技術援助	全 国	3.2
1983～1991	辺境地への空輸支援	全 国	7.8
1986～1988	丘陵地における地域社会と森林の開発	全 国	2.8
1986～1990	灌漑計画及び設計技術の向上	全 国	2.7
1988～1992	民間航空部門の強化Ⅲ	全 国	2.6
1990～1992	アルン川上流水力発電 F/S	コシ県	2.4

（出所）UNDP, Development Co-operation Nepal 1989 Report, 1990

16-3. 二国間援助

16-3-1. 米国

米国は対外援助を外交政策の重要な一環として位置付けており、人道的な観点からの援助を行うのみならず、援助を通じて自由と民主主義を開発途上国に啓蒙・普及させることを援助政策の主たる目的としている。援助対象国や援助額は政治的、安全保障上の観点により決定されることが多い(表16-18)。

1987年度の、米国のODA総額は89億4500万ドルと世界第一位であったが、1986年の財政収支均衡法(グラム・ラドマン法)による財政削減等によって援助額は減少傾向にある。また、ODA総額の対GNP比も1962年には0.75%だったものが年々減少し、1987年には0.2%となっている。しかし、米国のODAはほとんどが贈与であるため、贈与比率は91.1%とかなり質のいいものであるとすることができる。

対ネパール援助は、1951年に開始されており、米国はインドと共に最古参の援助供与国である。援助開始以来、全額贈与であり、援助額の推移は表16-1、表16-19のとおりである。

表16-18. 米国の二国間ODA上位10か国

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国名	1970年		順位	国名	1980年		順位	国名	1990年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	ヴェトナム	418.00	15.33	1	エジプト	834.00	19.10	1	イスラエル	1,296.00	18.08
2	インド	418.00	15.33	2	イスラエル	780.00	17.87	2	エジプト(注)	1,146.00	16.00
3	パキスタン	211.00	7.74	3	トルコ	265.00	6.07	3	フィリピン	248.00	3.46
4	インドネシア	186.00	6.82	4	バングラデシュ	174.00	3.99	4	エル・サルヴァドル	247.00	3.44
5	韓国	175.00	6.42	5	インドネシア	117.00	2.68	5	ホンデュラス	215.00	3.00
6	ブラジル	120.00	4.40	6	太平洋諸島(※)	108.00	2.47	6	バングラデシュ	169.00	2.36
7	コロンビア	109.00	4.00	7	インド	83.00	1.90	7	パキスタン	167.00	2.33
8	トルコ	95.00	3.48	8	ニカラグア	79.00	1.81	8	スーダン	143.00	2.00
9	ラオス	53.00	1.94	9	ボルトガル	69.00	1.58	9	ジャマイカ	104.00	1.45
10	太平洋諸島(※)	48.00	1.76	10	スーダン	60.00	1.37	10	ニカラグア	97.00	1.35
10位の合計		1,833.00	67.24	10位の合計		2,569.00	58.84	10位の合計		3,929.00	54.82
二国間ODA合計		2,726.00	100.00	二国間ODA合計		4,366.00	100.00	二国間ODA合計		7,167.00	100.00

(注) エジプトへの軍事債務救済分(1,200百万ドル)を除く。

(出所) 外務省 経済協力局『我が国の政府開発援助』上巻 1992

表16-19. 米国の対ネパール援助額の推移 (1970~1990年)

(百万ドル)

年	総額	贈与		借 款
		無償資金協力	技術協力	
1970	17.0	17.0 (100.0)	0 (0)	- (0.0)
1971	10.0	6.0 (60.0)	4.0 (40.0)	- (0.0)
1972	13.0	10.0 (76.9)	3.0 (23.1)	- (0.0)
1973	10.0	6.0 (60.0)	4.0 (40.0)	- (0.0)
1974	6.0	3.0 (50.0)	3.0 (50.0)	- (0.0)
1975	7.0	5.0 (71.4)	2.0 (28.6)	- (0.0)
1976	15.0	12.0 (80.0)	3.0 (20.0)	- (0.0)
1977	10.0	7.0 (70.0)	3.0 (30.0)	- (0.0)
1978	4.0	0.0 (0.0)	4.0 (100.0)	- (0.0)
1979	5.0	2.0 (40.0)	3.0 (60.0)	- (0.0)
1980	8.0	1.0 (12.4)	7.0 (87.5)	- (0.0)
1981	12.0	1.0 (8.3)	11.0 (91.7)	- (0.0)
1982	19.0	1.0 (5.3)	18.0 (94.7)	- (0.0)
1983	22.0	3.0 (13.6)	19.0 (86.4)	- (0.0)
1984	22.0	2.0 (9.1)	20.0 (90.9)	- (0.0)
1985	21.0	3.0 (14.3)	18.0 (85.7)	- (0.0)
1986	17.0	2.0 (11.8)	15.0 (88.2)	- (0.0)
1987	20.0	6.0 (30.0)	14.0 (70.0)	- (0.0)
1988	15.0	0.0 (0.0)	15.0 (100.0)	- (0.0)
1989	14.0	2.0 (14.3)	12.0 (85.7)	- (0.0)
1990	17.0	2.0 (11.8)	15.0 (88.2)	- (0.0)

(出所) OECD, Geographical Distribution of Financial flows to Developing Countries 各年版より作成

(注) カッコ内は総額に占める各形態の割合 (%)

対ネパール援助政策は、米国の対外援助政策の変遷に伴い、援助開始初期には、経済インフラ、施設建設に重点が置かれていたが、1970年代初期にはBHNの充足に焦点があてられ、1980年代には、政策対話、民間セクターの開発、ドナー間援助協調が重視され、1990年からは民主イニシアティブ政策となっている(表16-20)。

民主イニシアティブ政策の特徴は、①相手国のイニシアティブを尊重しつつ、その民主組織の強化を図る、②地域住民の意思決定・運営を尊重する等、援助プログラムへの民主

表16-20. 米国の対ネパール援助一覧(抜粋) (百万ドル)

期 間	案 件 名	金 額
1980~91	農村地区医療・家族計画統合計画	42.6
1980~89	資源保全・有効活用計画	27.0
1980~90	ラプチ地区農村開発計画	23.6
1984~90	ラジオ通信教育教師訓練計画Ⅱ	2.1
1984~91	トリバン大学農学部・獣医学部の拡充Ⅱ	4.1
1985~91	農業研究と生産性-農業研究と普及の強化	10.0
1985~92	小規模農家育成のための農業研究・生産計画	8.1
1985~92	システム及び施設の管理計画	5.0
1985~92	公務員を対象とした管理能力向上研修	2.4
1987~95	ラプチ地区開発計画	3.6
1987~90	再植林計画	2.1
1987~92	ネパール雑木林再生プロジェクト	2.4
1987~95	ラプティ地区開発プロジェクト	18.8
1988~95	農業分野の政策分析能力向上	2.0
1989~94	灌漑管理-水資源省・灌漑局などの機構改革	9.0
1989~95	森林開発	8.0
1990~95	識字率向上プロジェクトⅡ	1.2
1990~96	農業関連企業と技術システム-農産物の市場 拡大のための民間セクターの強化	12.0
1990~95	子供の死の防止と家族計画	20.0

(出所) UNDP, Development Co-operation Nepal 1989 Report, 1990

主義の組み入れ、③民主化の進展のあった国への報酬(援助)等を重視する、という点である。この民主イニシアティブ政策の下、①民間セクターの参入等の経済活動の自由化に基づく健全な経済政策の構築、②複数政党制民主政治の助長、③保健医療や家族計画サービスの拡充、④森林や灌漑用水等の自然資源の住民参加による保護と活用、⑤地方農民や農業関連企業の市場参入の機会を増大することにより所得を向上させる、の5つの重点目標を掲げ2000年までにネパールがLLDCから脱却可能となるべく援助を実施している(表16-21)。

16-3-2. ドイツ(旧西ドイツを含む)

ドイツは、近年の厳しい予算上の制約、両独統合に伴う財政負担の急増等にもかかわらず、援助の拡充に努めてきており、ドイツのODA実績は対前年比7.1%増、対GNP比

表16-21. 米国の対ネパール援助セクター別支出配分 (1990年)
(千ドル)

セクター	金額
開発行政	68 (0.5)
天然資源	1,062 (7.7)
人的資源	2,450 (17.9)
農・林・水産業	5,324 (38.8)
地域開発	2,993 (21.8)
社会開発	289 (2.1)
保健医療	1,524 (11.1)
合計	13,710 (100.0)

(出所) UNDP, DEVELOPMENT CO-OPERATION

NEPAL 1989 REPORT, Oct. 1990

(注) カッコ内は構成比 (%)

表16-22. ドイツの二国間ODA上位10か国

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国名	1970年		順位	国名	1980年		順位	国名	1990年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	インド	50.30	10.79	1	トルコ	326.70	14.36	1	エジプト	347.08	7.75
2	パキスタン	37.29	8.00	2	バングラデシュ	114.62	5.04	2	トルコ	241.54	5.39
3	トルコ	34.73	7.45	3	イスラエル	109.99	4.84	3	中国	228.94	5.11
4	イスラエル	34.06	7.31	4	エジプト	105.72	4.69	4	ギリシャ	173.95	3.88
5	ブラジル	27.34	5.87	5	タンザニア	74.50	3.28	5	インド	169.24	3.78
6	インドネシア	24.62	5.23	6	インドネシア	65.54	2.89	6	パキスタン	124.09	2.77
7	モロッコ	16.24	3.48	7	スウェーデン	62.42	2.74	7	ザイール	112.38	2.51
8	ナイジェリア	16.22	3.48	8	ベルギー	58.60	2.58	8	インドネシア	99.01	2.21
9	アルゼンティン	14.89	3.19	9	ブラジル	56.11	2.47	9	バングラデシュ	77.27	1.73
10	チュニジア	12.10	2.60	10	タイ	47.76	2.10	10	ベネズエラ	62.11	1.39
10位の合計		267.79	57.45	10位の合計		1,023.06	44.98	10位の合計		1,635.61	36.52
二国間ODA合計		466.11	100.00	二国間ODA合計		2,274.33	100.00	二国間ODA合計		4,479.10	100.00

(出所) 外務省 経済協力局『我が国の政府開発援助』上巻 1992

は0.40%（1991年実績）であった。しかしながら、ドイツ財政事情がさらに厳しくなったことおよび東西対立の終焉によりイデオロギーが開発戦略の要素でなくなったとの新たな認識のもと、援助全体の大幅な見直しが行われており、91年10月、開発援助を供与する重要な基準として①人権の尊重、②政策決定過程への住民参加、③法の支配、④市場指向型経済の創出、⑤貧困克服の5つが設定された。これらに基づき、インド、中国、インドネシア、パキスタン、モロッコ、カメルーン、ザンビア、ザイールに対する援助を削減し、ペナン、ナミビア、ネパール、ニカラグァ、タンザニアに対し比較的多額の支援を行うことが表明された（表16-22）。

ネパールと旧西ドイツの外交関係は1958年に樹立し、対ネパール援助は1963年にネパール工業開発公社（N I D C, Nepal's Industrial Development Cooperation）への資金援助に始まっている（表16-23）。ドイツ（旧西ドイツ）の協力は重点主義であり、件数は少ないが1件当たり多額の援助を注入している。対ネパール援助の重点分野は構造調整、エネルギー、地方開発、農業開発、都市開発であり、無償資金協力と技術協力の両方を実施している（表16-1、表16-24、16-25）。

16-3-3. 英国

英国の二国間援助の地域別配分を見ると、かつて多数の植民地ないしは自治領を有していたために、現在でも英連邦諸国（旧英領から独立した国、及び未独立国を含む）に対する援助を重視している。最近は、対L L D C援助重視の政策からサハラ以南アフリカ地域への配分が大きくなり、反面、南アジアへの援助は減少傾向にある。また、国別援助動向を見ると、インドに対する援助を非常に重視していることがわかる（表16-26）。

英国の対外援助は持続可能な経済・社会開発の促進を目標とし、6つの基本重点目標、①貧困緩和、②経済改革、③良い統治（Good Government）、④保健医療と家族計画、⑤W I D、⑥環境、を設定している。中でも貧困緩和は最重点課題であり、援助額の5分の4をこれに割いている。

歴史的にネパールと英国は深い関係にあり、英国の対ネパール援助は1950年代より開始されている。1979年以降、援助額を増大させ、第5次国家開発計画期には主要ドナーとなっている（表16-1、16-27）。最貧国に対する債務救済として、1974年以降は全額贈与である。

セクター別支出配分を見ると、援助開始初期から、特に運輸、通信のインフラ整備に重点が置かれている。他には、人的資源開発、地域開発も優先分野としている（表16-28、16-29）。

1991/92年度には2,500万ドルが供与され、新政権樹立後の行政改革のための支援、基本的医療体制整備のための支援等が行われている。

表16-23. ドイツ（旧西独）の対ネパール援助額の推移

（百万ドル）

年	総額	贈与		借 款
		無償資金協力	技術協力	
1970	1.0	0.9 (90.0)	- (-)	0.1 (10.0)
1971	1.6	0.4 (25.0)	1.2 (75.0)	- (-)
1972	3.2	1.2 (37.5)	0.9 (28.1)	1.1 (34.4)
1973	4.9	3.2 (65.3)	1.3 (26.5)	0.4 (8.2)
1974	2.5	0.1 (4.0)	2.2 (88.0)	0.2 (8.0)
1975	10.2	- (-)	9.6 (94.1)	0.6 (5.9)
1976	4.3	- (-)	3.5 (81.4)	0.8 (18.6)
1977	4.9	- (-)	4.9 (100.0)	- (-)
1978	8.1	- (-)	7.4 (91.4)	0.7 (8.6)
1979	17.1	- (-)	9.6 (56.1)	7.5 (43.9)
1980	18.8	19.7 (104.8)	11.1 (59.0)	-12.0 (-63.8)
1981	6.0	0.6 (10.0)	5.1 (85.0)	0.3 (5.0)
1982	8.0	4.7 (58.8)	5.0 (62.5)	-1.7 (-21.3)
1983	17.2	6.8 (39.5)	9.8 (57.0)	0.6 (3.5)
1984	10.3	1.7 (16.5)	9.0 (87.4)	-0.4 (-3.9)
1985	10.6	2.9 (27.4)	7.7 (72.6)	- (-)
1986	23.8	12.0 (50.4)	11.8 (49.6)	- (-)
1987	26.6	13.3 (50.0)	13.6 (51.1)	-0.3 (-1.1)
1988	67.6	52.5 (77.7)	15.1 (22.3)	- (-)
1989	38.5	23.1 (60.0)	15.4 (40.0)	- (-)
1990	35.6	17.7 (49.7)	16.7 (46.9)	1.2 (3.4)

(出所) OECD, Geographical Distribution of Financial flows to Developing Countries 各年版より作成

(注) カッコ内は総額に占める各形態の割合 (%)

表16-24. ドイツによる対ネパール援助一覧 (抜粋)

(千ドル)

期 間	案 件 名	サ イ ト	種 別	コミットメント 総額
1974~91	バクタプール開発計画	バグマティ県	技術協力	18,448
1978~N/AP	パルパ開発計画	ルンビニ県	技術協力	8,218
1980~90	廃棄物管理と資源利用センター	バグマティ県	技術協力	13,046
1981~91	農業労働力開発 (奨学金制度)	全国	技術協力	8,066
1982~N/AP	穀物種子生産及び流通計画	全国	技術協力	13,506
1982~N/AP	ダディン地区農村統合開発	バグマティ県	技術協力	11,092
1983~91	ロイヤル・ネパール航空への協力	バグマティ県	技術協力	8,666
1988~ N/A	商品借款	全国	プログラ ム援助	8,621
1988~	マルシャンディ水力発電計画	西部	無償無償	107,241
N/AV	アルン第Ⅲ水力発電計画	全国		65,690

(出所) UNDP, Development Cooperation Nepal 1989 Report, 1990

表16-25. ドイツの対ネパール援助セクター別支出配分 (1989年)

(千ドル)

セ ク タ ー	金 額
農・林・水産業	2,660 (8.0)
工 業	372 (1.2)
そ の 他	30,053 (90.8)
合 計	33,085 (100.0)

(出所) UNDP, DEVELOPMENT CO-OPERATION NEPAL 1989 REPORT, Oct. 1990

(注) カッコ内は構成比 (%)

表16-26. 英国の二国間ODA上位10か国

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国名	1970年		順位	国名	1980年		順位	国名	1990年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	インド	86.72	21.69	1	インド	196.92	15.69	1	バングラデシュ	97.30	6.60
2	ケニア	23.53	5.89	2	バングラデシュ	153.11	12.20	2	インド	97.13	6.59
3	ナイジェリア	21.57	5.40	3	ジンバブエ	81.19	6.47	3	ケニア	67.34	4.57
4	パキスタン	21.40	5.35	4	スリランカ	76.44	6.09	4	パキスタン	54.40	3.69
5	英領西インド諸島	20.18	5.05	5	タンザニア	74.49	5.94	5	マラウイ	50.69	3.44
6	シンガポール	18.50	4.63	6	パキスタン	50.37	4.01	6	モザンビーク	43.17	2.93
7	マルタ	17.29	4.33	7	スーダン	50.26	4.00	7	ザンビア	42.90	2.91
8	マラウイ	17.23	4.31	8	ケニア	48.41	3.86	8	スーダン	37.17	2.52
9	ガーナ	12.44	3.11	9	ザンビア	29.32	2.34	9	ウガンダ	35.45	2.40
10	マレーシア	11.49	2.87	10	マラウイ	26.82	2.14	10	エチオピア	35.24	2.39
10位の合計		250.35	62.63	10位の合計		787.33	62.73	10位の合計		560.79	38.03
二国間ODA合計		399.72	100.00	二国間ODA合計		1,255.08	100.00	二国間ODA合計		1,474.43	100.00

(出所) 外務省 経済協力局『我が国の政府開発援助』上巻 1992

16-3-4. スイス

ネパールとスイスは、どちらも山がちな地形を持ち、海を持たない内陸国であること、経済開発や社会統合に際して地理的・地勢的障害があることなど、いくつかの共通点を持っている。

スイスの対ネパール援助は、1955年にスイスがランタンにテーズ工場を建設した時に開始された。スイスから見るとネパールは第4位の援助受取り国であり（1989/90）、スイスの対ネパール援助額は19.5万ドル（全額贈与、1989/90）に上り、近年増大傾向にある（表16-1、表16-30）。

スイスの対ネパール援助の優先分野は、インスティテューション・ビルディングと人的資源開発であり、その活動はほとんど、丘陵地に集中している。特に、住民の自助努力促進を前提とした、職業訓練、運輸網整備、保健衛生などを組み合わせた地域総合開発（Integrated Hill Development Project）は特徴的である（表16-31、16-32）。

16-3-5. カナダ

カナダは、80年代を通じ毎年ODAを拡大し、ODAの対GNP比も一時は0.5%を超えた。このような状況のなか、援助の方針、対策を内外に示すため、1987年に新援助戦略“Sharing Our Future”を発表した。その中で「ODA憲章」として4つの『基本原則』①より貧困な国、人々への協力、②自助努力を支援、③開発の優先順位の設定及び外交政策目標との整合性、④カナダ国民、第三世界国民とのパートナーシップ、と6つの『優先項目』①貧困の克服、②構造調整、③開発援助における女性の参加の拡大（WID）、④環境面から見て健全な開発、⑤食糧自給、⑥エネルギー自給能力の向上、を設定している。

カナダの対ネパール援助は1970年代初頭に開始された。対ネパール援助の優先分野は、ODA憲章に添ったものであり、水力エネルギー開発、地方開発、民間航空部門、共同社会の連係、WID、人的資源開発、およびインスティテューション・ビルディングなどである。1990年におけるひとつの達成目標として、エネルギー政策計画立案、および実施能力の向上が上げられており、このための技術移転などが行われている（表16-35、16-36、16-37）。

16-3-6. 北欧諸国の援助

北欧諸国（デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド）は、各国とも「プログラム・カントリー」、「パートナー・カントリー」として援助重点国を設け、援助の集中化を図っている。各国の援助重点国が重複していることから、北欧のドナー・サイドでの援助強調を実施し、各国の援助の偏りを是正し、北欧全体としての援助のよりよい効率的な実施を心がけている。各国とも、貧困撲滅、民主化支援、環境保護などの確固たる援助理念に基づき援助を実施している。また、NGOを通じた援助を積極的に実施してい

表16-27. 英国の対ネパール援助額の推移

(百万ドル)

年	総額	贈与		借 款
		無償資金協力	技術協力	
1970	1.0	- (-)	- (-)	1.0 (100.0)
1971	4.3	1.8 (41.9)	0.7 (16.2)	1.8 (41.9)
1972	5.6	2.3 (41.1)	1.1 (19.6)	2.2 (39.3)
1973	5.4	3.9 (72.2)	1.3 (24.1)	0.2 (3.7)
1974	7.2	5.8 (80.6)	1.6 (22.2)	-0.1 (-1.4)
1975	4.9	2.8 (57.1)	2.0 (40.8)	- (-)
1976	3.0	1.2 (40.0)	1.9 (63.3)	-0.1 (-3.3)
1977	7.3	5.3 (72.6)	2.2 (30.1)	-0.3 (-4.1)
1978	8.3	6.1 (73.5)	2.4 (28.9)	-0.1 (-1.2)
1979	23.5	19.1 (81.3)	4.4 (12.7)	- (-)
1980	15.6	10.9 (69.9)	5.0 (32.1)	-0.3 (-1.9)
1981	16.0	12.7 (79.4)	4.7 (29.4)	-0.6 (-3.8)
1982	16.6	12.4 (74.7)	4.4 (26.5)	-0.2 (-1.2)
1983	11.0	6.0 (54.5)	5.2 (47.3)	-0.2 (-1.8)
1984	11.3	6.5 (57.5)	5.0 (44.2)	-0.2 (-1.7)
1985	12.4	6.0 (48.4)	6.5 (52.4)	-0.2 (-1.6)
1986	14.4	6.9 (47.9)	7.7 (53.5)	-0.2 (-1.4)
1987	16.3	8.6 (52.8)	7.9 (48.5)	-0.2 (-1.2)
1988	19.1	7.0 (36.6)	12.3 (64.4)	-0.2 (-1.0)
1989	28.2	15.8 (56.0)	12.6 (44.7)	-0.2 (-0.7)
1990	25.8	12.0 (46.5)	14.0 (54.3)	-0.2 (-0.8)

(出所) OECD, Geographical Distribution of Financial flows to Developing Countries 各年版より作成

(注) カッコ内は総額に占める各形態の割合 (%)